

### 第3章 地域特性に関する情報

準対象事業実施区域及びその周辺の地域特性の概況は、原則として既存資料の収集・整理により把握した。

後述する「簡易評価書関係地域の範囲」でその対象地域を桑名市としたことから、資料の収集範囲も「桑名市」とした。

また、それぞれの資料のうち、位置情報の記載のあるものについては1/50,000、1/25,000の地図またはそれ同等の地図に明記することとし、その範囲外での位置情報となるものについては、1/200,000の図またはそれと同等の地図に明記した。

#### 3.1 自然的状況

##### 3.1.1 大気環境の状況

###### (1) 気象

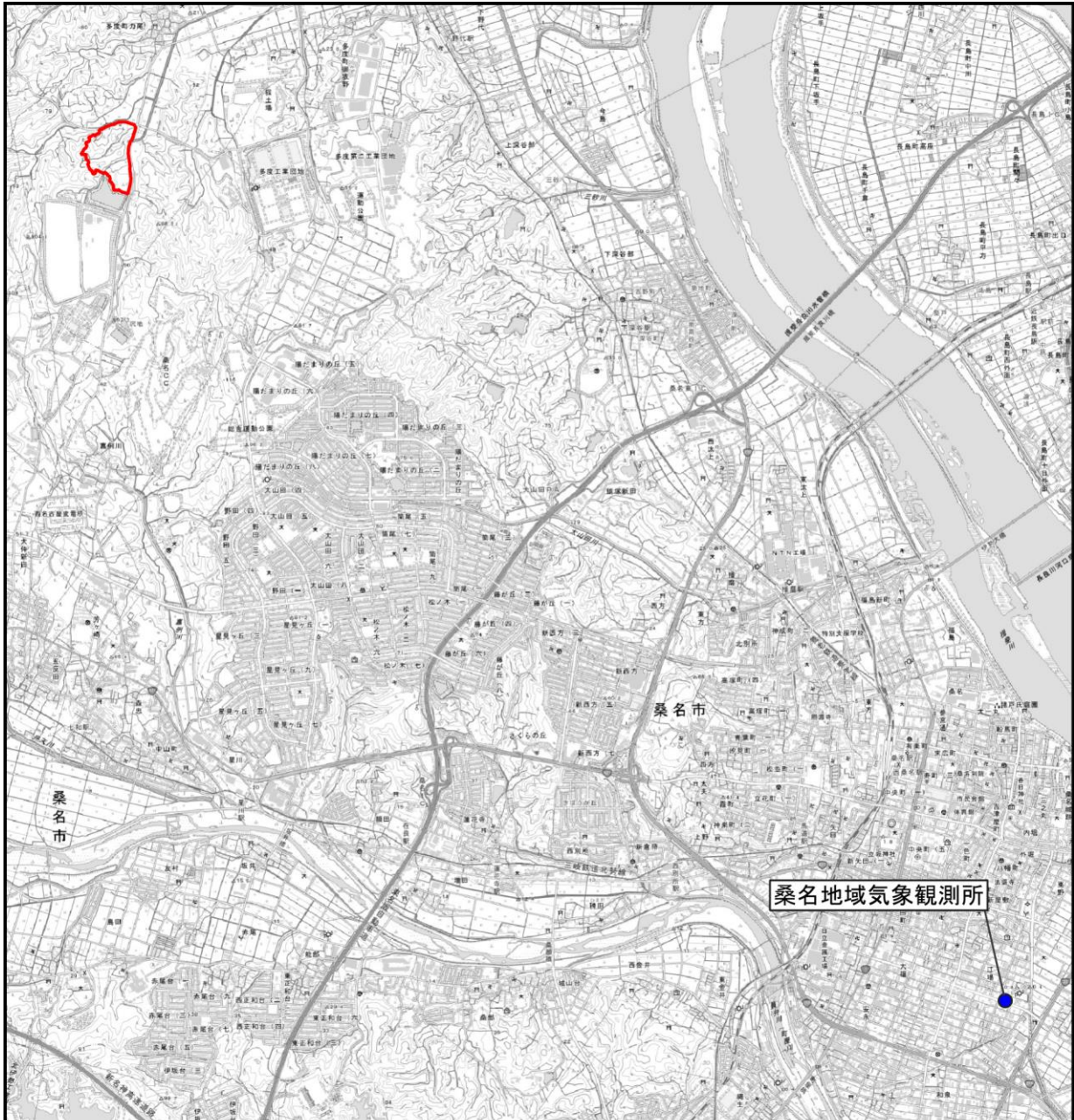
準対象事業実施区域周辺の気象の状況を把握するため、準対象事業実施区域に最も近い桑名地域気象観測所（降水量，風向・風速，気温，日照時間）のデータを整理した。気象観測所の概要は表3.1.1-1及び図3.1.1-1に示すとおりである。

表 3.1.1-1 準対象事業実施区域及びその周辺における気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	準対象事業 実施区域 からの距離	海面 上の 高さ	風速 計の 高さ	観測種目				
						気温	風	雨量	積雪	日照
桑名地域 気象観測所	桑名市江場 字正金縄	緯度 35° 03.0′ 経度 136° 41.6′	約 9.0km	3m	9.9m	○	○	○	-	○

注：「○」は観測が行われていること、「-」は観測が行われていないことを示す。

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁ホームページ）



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 気象観測所

0            1            2 km



出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁ホームページ）

図 3. 1. 1-1 気象観測所位置図

桑名地域気象観測所における平年値及び令和5年の気象概況は表3.1.1-2に、令和5年の風向頻度及び風向別平均風速は表3.1.1-3に、風配図は図3.1.1-2に示すとおりである。

令和5年の年間降水量は1,443.0mm、年平均気温は17.5℃、年平均風速は2.4m/s、日照時間は2,361.4hであった。

また、令和5年の風向出現頻度は、春季、秋季、冬季は北が、夏季は南南東が最も高い状況でした。年間では北が最も高く19.6%、次いで西北西の13.8%であった。

表3.1.1-2(1) 桑名地域気象観測所の気象概況(平年値)

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均気温(℃)	4.8	5.5	8.9	14.2	19.2	22.8	26.7	28.0	24.4	18.6	12.6	7.3	16.1
日最高気温(℃)	9.2	10.2	13.9	19.3	24.0	27.1	31.0	32.7	29.0	23.3	17.3	11.6	20.7
日最低気温(℃)	1.2	1.5	4.5	9.6	14.8	19.3	23.5	24.6	20.9	14.8	8.6	3.5	12.2
平均風速(m/s)	2.1	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.8	1.9	2.0	2.0	1.9	2.0	2.0
最多風向	北	北	北西	北	北	南	南	南	北	北	北	北	北
日照時間(時間)	159.8	158.3	188.5	194.3	199.9	154.2	175.2	218.6	163.3	167.1	157.8	156.7	2,093.6
降水量(mm)	54.3	63.2	112.8	141.7	166.8	209.5	193.2	137.1	233.3	165.8	79.7	59.0	1,616.3

注：平年値は1991～2020年の30年間の観測値を基に算出した。

出典：気象統計情報 平年値(気象庁ホームページ)

表3.1.1-2(2) 桑名地域気象観測所の気象概況(令和5年)

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)					日照時間(h)
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向	
1	24.0	10.0	2.5	0.5	5.5	10.2	1.6	15.5	-5.7	2.3	9.1	西北西	17.6	北西	162.2
2	34.0	18.0	3.5	1.0	6.6	11.5	2.6	16.3	-1.6	2.4	9.5	西北西	15.7	西北西	173.6
3	63.0	20.0	6.0	2.0	12.3	18.2	7.3	24.2	2.1	2.4	9.5	北西	17.9	北西	211.9
4	158.5	41.5	9.5	3.0	15.5	21.0	10.8	29.0	5.4	2.7	9.6	西北西	17.3	北西	207.4
5	136.0	44.0	11.5	2.5	20.0	25.4	15.8	33.7	9.2	2.5	9.5	北西	17.2	北北西	233.2
6	319.5	133.0	20.0	11.0	23.6	27.9	20.1	33.4	14.7	2.0	9.0	西北西	16.2	北西	122.2
7	160.0	58.5	20.5	10.5	28.6	33.8	24.7	39.0	21.0	2.1	7.8	南西	17.9	南西	266.9
8	205.5	69.5	25.5	11.5	29.4	34.0	26.1	37.4	22.6	2.5	8.9	南南東	17.5	南	226.7
9	109.5	40.5	19.0	10.5	27.4	32.3	24.0	35.7	19.9	2.1	7.9	西北西	13.8	西北西	186.3
10	118.0	45.5	24.0	7.0	18.5	24.1	14.5	27.5	8.9	2.3	8.5	北西	16.4	北西	204.2
11	60.0	21.5	5.5	2.5	13.7	18.8	9.7	26.3	3.5	2.3	8.9	西北西	16.3	北西	179.0
12	55.0	19.5	7.0	2.0	8.6	13.6	4.5	21.3	0.1	2.2	9.9	西	17.1	西	187.8
年	1,443.0	133.0	25.5	11.5	17.5	22.6	13.5	39.0	-5.7	2.4	9.9	西	17.9	南西	2,361.4

出典：気象統計情報(気象庁ホームページ)

表 3.1.1-3 桑名地域気象観測所の風向頻度及び風向別平均風速（令和5年）

風向	季節	春季(3~5月)		夏季(6~8月)		秋季(9~11月)		冬季(12~2月)		年間	
		風向 頻度 (%)	平均 風速 (m/s)	風向 頻度 (%)	平均 風速 (m/s)	風向 頻度 (%)	平均 風速 (m/s)	風向 頻度 (%)	平均 風速 (m/s)	風向 頻度 (%)	平均 風速 (m/s)
北		19.0	2.2	11.9	2.0	23.4	2.1	24.4	2.2	19.6	2.2
北北東		4.3	1.7	5.9	1.7	5.8	1.8	7.4	1.7	5.8	1.7
北東		1.9	1.2	2.5	1.2	2.7	1.2	2.3	1.3	2.4	1.2
東北東		1.8	1.2	2.6	1.3	1.6	1.3	1.3	1.4	1.8	1.3
東		1.5	1.0	3.5	1.0	1.2	1.0	1.0	0.9	1.8	1.0
東南東		3.2	1.3	6.3	1.2	2.3	1.1	0.6	0.8	3.1	1.2
南東		4.3	1.6	9.5	1.9	3.1	1.6	0.8	0.8	4.5	1.7
南南東		13.3	2.8	25.0	2.7	8.1	2.4	1.3	1.5	12.0	2.7
南		6.5	3.2	11.7	3.4	5.4	2.6	0.8	1.9	6.1	3.1
南南西		1.9	2.3	2.4	2.5	1.7	2.1	1.0	1.3	1.8	2.2
南西		1.0	1.0	1.5	1.6	1.2	1.4	1.4	1.1	1.3	1.3
西南西		1.0	1.3	1.7	1.4	1.5	1.1	2.5	1.6	1.7	1.4
西		6.3	2.2	4.2	1.7	6.7	1.9	11.5	2.5	7.1	2.2
西北西		16.6	3.4	5.8	2.9	13.5	2.8	19.4	3.1	13.8	3.1
北西		10.6	3.3	2.4	2.5	12.7	3.0	14.1	3.0	9.9	3.0
北北西		6.6	2.3	2.5	1.4	9.2	2.1	10.3	2.2	7.1	2.1
静穏		0.2	0.0	0.6	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2
(欠測)		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
合計・平均		100.0	2.5	100.0	2.2	100.0	2.2	100.0	2.4	100.0	2.3

注1：静穏は0.2m/s以下である。

注2：風向頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。

出典：気象統計情報（気象庁ホームページ）

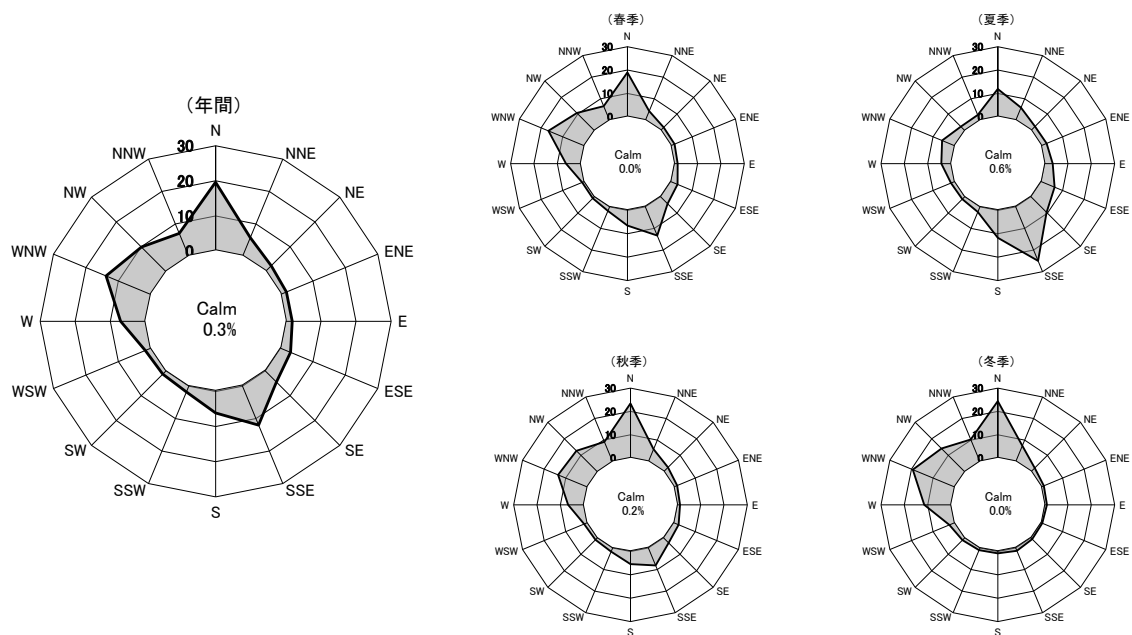


図 3.1.1-2 桑名地域気象観測所の風配図（令和5年）



(2) 大気質

三重県における大気質の状況として、令和4年度は一般環境大気測定局（以下、「一般局」という）23局及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という）7局の計30局で大気汚染防止法に基づく常時監視測定を実施している。

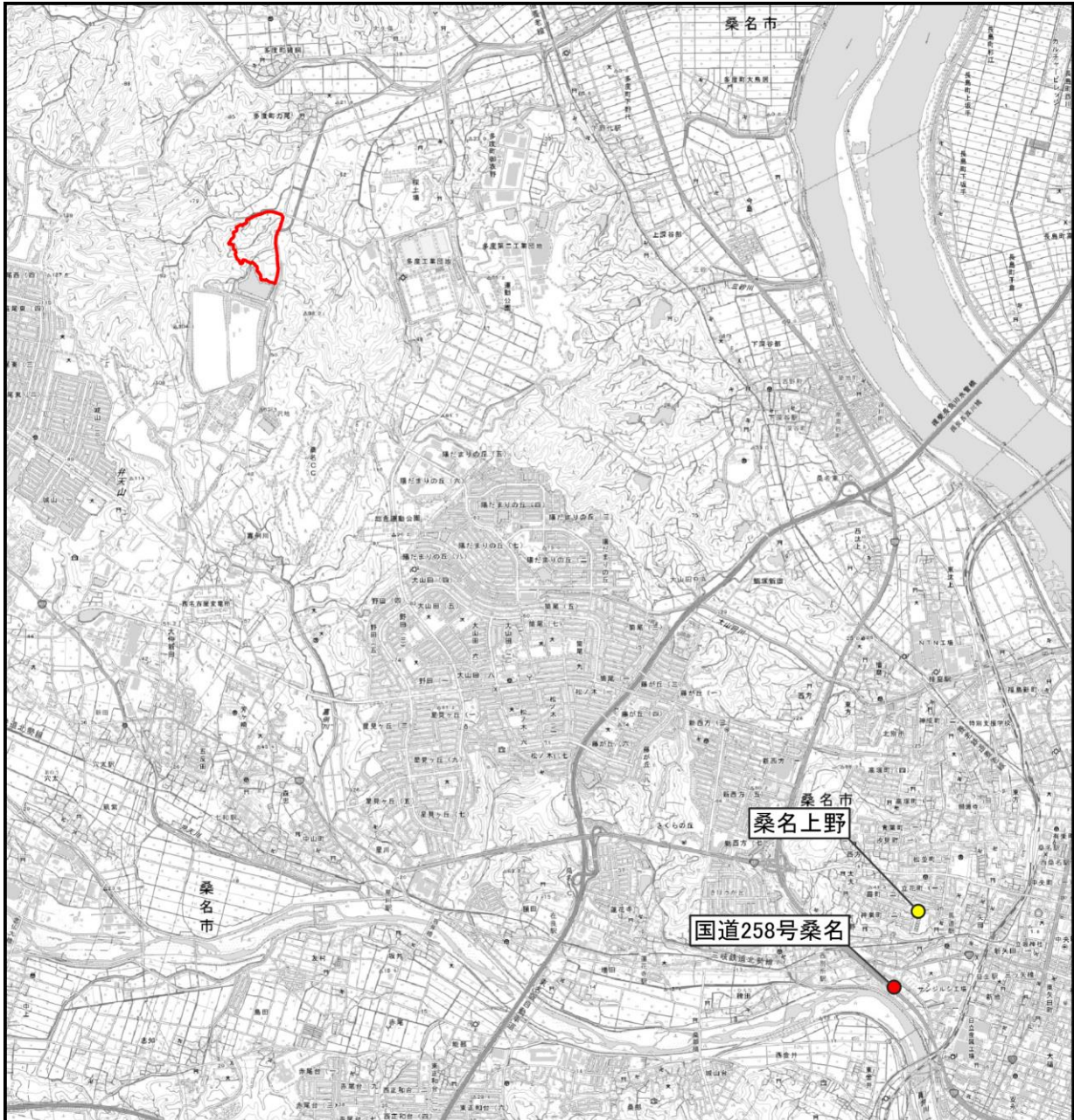
準対象事業実施区域の周辺には図3.1.1-3に示すとおり、一般局が1局、自排局が1局存在しており、各測定局の測定項目は表3.1.1-4に示すとおりである。

表 3.1.1-4 各測定局の測定項目

種別	測定局名		所在地	準対象事業 実施区域 からの距離	測定項目						
					二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	オキシダント	窒素酸化物	炭化水素	一酸化炭素
一般局	①	桑名上野	桑名市大字上野 字笠松	約6.8km	○	○	○	○	○	○	-
自排局	②	国道258号 桑名	桑名市繫松新田 字宮ノ割42-1	約7.1km	-	○	○	-	○	-	○

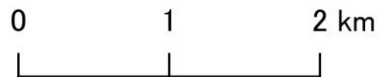
注：「○」は測定が行われていること、「-」は行われていないことを示す。

出典：令和5年版 三重県サステナビリティレポート（令和6年、三重県）



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 大気測定局
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局



出典：令和5年度版 三重県サステナビリティ  
レポート（令和6年、三重県）

図 3. 1. 1-3 大気質調査位置図

① 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

令和4年度の二酸化硫黄の測定結果は表3.1.1-5に示すとおりである。

測定局における1時間値が0.1ppmを超えた時間及び1時間値の1日平均値が0.04ppmを超えた日はいずれも記録されなかったことから、環境基準に適合している。日平均値の2%除外値は0.002ppmであり、環境基準の長期的評価を達成している。年平均値についても0.001ppmであり、三重県の環境保全目標（年平均値が0.017ppm以下）を満足している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は表3.1.1-6及び図3.1.1-4に示すとおりであり、横ばい傾向にある。

※環境基準とその評価

環境基準: 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

短期的評価: 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価: 日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.1.1-5 二酸化硫黄の測定結果（令和4年度）

測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
	日	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有:× 無:○	達成:○ 非達成:×
桑名上野	363	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	○

出典：令和5年度版 三重県サステナビリティレポート（令和6年、三重県）

表3.1.1-6 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

測定局	年平均値 (ppm)				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
桑名上野	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

出典：令和元年版 環境白書、令和2～5年度版 三重県サステナビリティレポート（三重県）

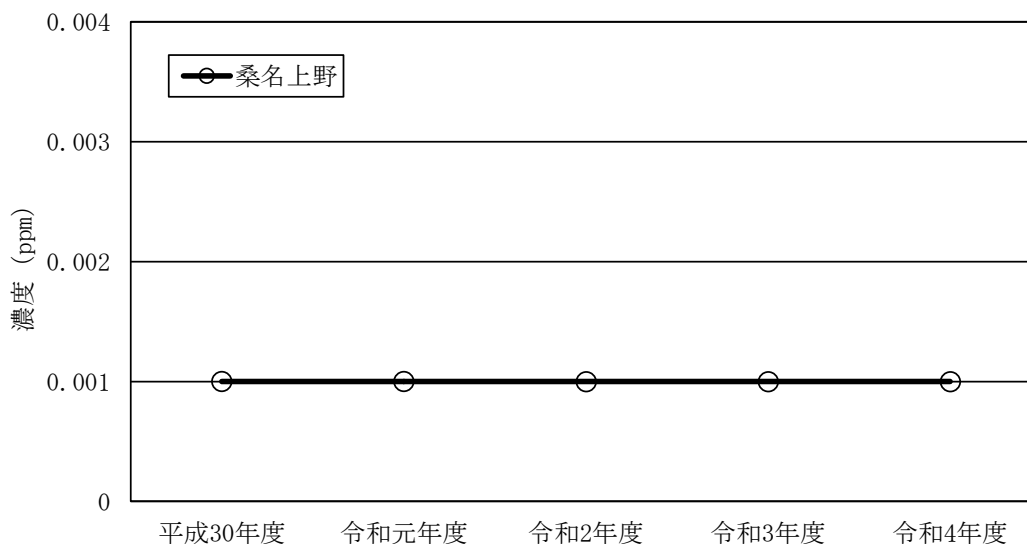


図 3.1.1-4 二酸化硫黄の年平均値の推移

② 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

令和4年度の二酸化窒素の測定結果は表 3.1.1-7 に示すとおりである。

各測定局における日平均値の98%値は0.017~0.022ppmであり、環境基準の長期的評価を達成している。年平均値についても0.007~0.012ppmであり、三重県の環境保全目標（年平均値が0.020ppm以下）を満足している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は表 3.1.1-8 及び図 3.1.1-5 に示すとおりであり、いずれも概ね減少傾向にある。

※環境基準とその評価

環境基準: 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。  
 長期的評価: 日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

表 3.1.1-7 二酸化窒素の測定結果（令和4年度）

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の98%値	環境基準の長期的評価
	日		ppm	日	%	日			
桑名上野	362	0.007	0	0.0	0	0.0	0.044	0.017	○
国道258号桑名	365	0.012	0	0.0	0	0.0	0.050	0.022	○

出典：令和5年度版 三重県サステナビリティレポート（令和6年、三重県）

表 3.1.1-8 二酸化窒素の年平均値の経年変化

測定局	年平均値 (ppm)				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
桑名上野	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007
国道 258 号桑名	0.015	0.013	0.012	0.012	0.012

出典：令和元年版 環境白書、令和 2～5 年度版 三重県サステナビリティレポート（三重県）

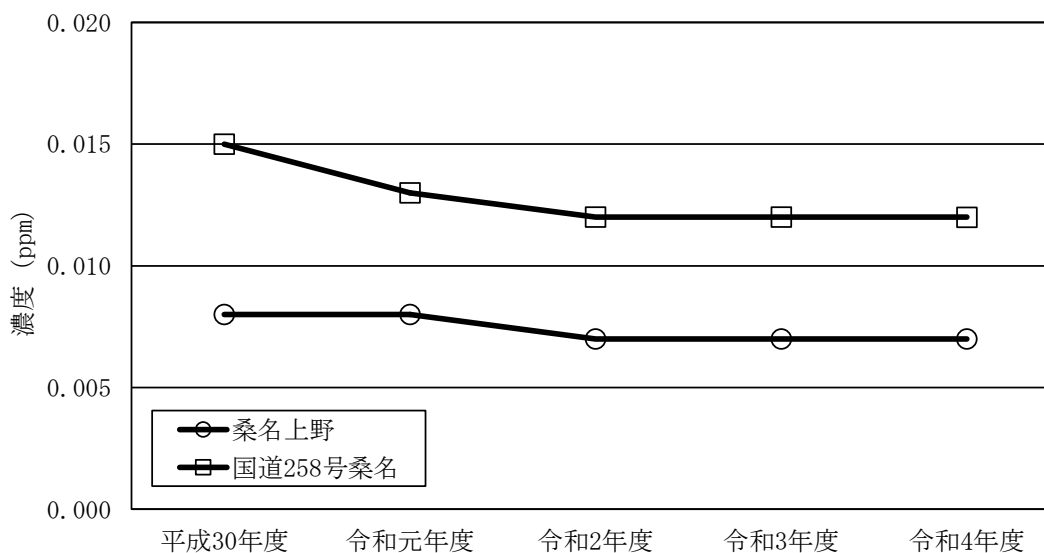


図 3.1.1-5 二酸化窒素の年平均値の推移

### ③ 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和 4 年度の浮遊粒子状物質の測定結果は表 3.1.1-9 に示すとおりである。

各測定局において、1 時間値が  $0.20\text{mg}/\text{m}^3$  を超えた時間及び 1 時間値の 1 日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  を超えた日はいずれもなかったことから、すべての測定局で環境基準に適合している。日平均値の 2% 除外値はいずれの地点も  $0.024\text{mg}/\text{m}^3$  であり、環境基準の長期的評価を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は表 3.1.1-10 及び図 3.1.1-6 に示すとおりであり、いずれも横ばい傾向にある。

#### ※環境基準とその評価

環境基準: 日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1 時間値が  $0.20\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。

短期的評価: 日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1 時間値が  $0.20\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。

長期的評価: 日平均値の年間 2% 値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること、ただし、1 日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  を超えた日が 2 日以上連続しないこと。



表 3.1.1-9 浮遊粒子状物質の測定結果（令和4年度）

測定局	有効測定日数	年平均値 mg/m <sup>3</sup>	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数と その割合		1時間値 の最高値 mg/m <sup>3</sup>	日平均値の 2%除外値 mg/m <sup>3</sup>	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	環境基準 の長期的 評価
			時間	%	日	%				
桑名上野	360	0.012	0	0.0	0	0.0	0.064	0.024	○	○
国道258号 桑名	362	0.012	0	0.0	0	0.0	0.053	0.024	○	○

出典：令和5年度版 三重県サステナビリティレポート（令和6年、三重県）

表 3.1.1-10 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
桑名上野	0.014	0.013	0.012	0.011	0.012
国道258号桑名	0.016	0.014	0.012	0.011	0.012

出典：令和元年版 環境白書、令和2～5年度版 三重県サステナビリティレポート（三重県）

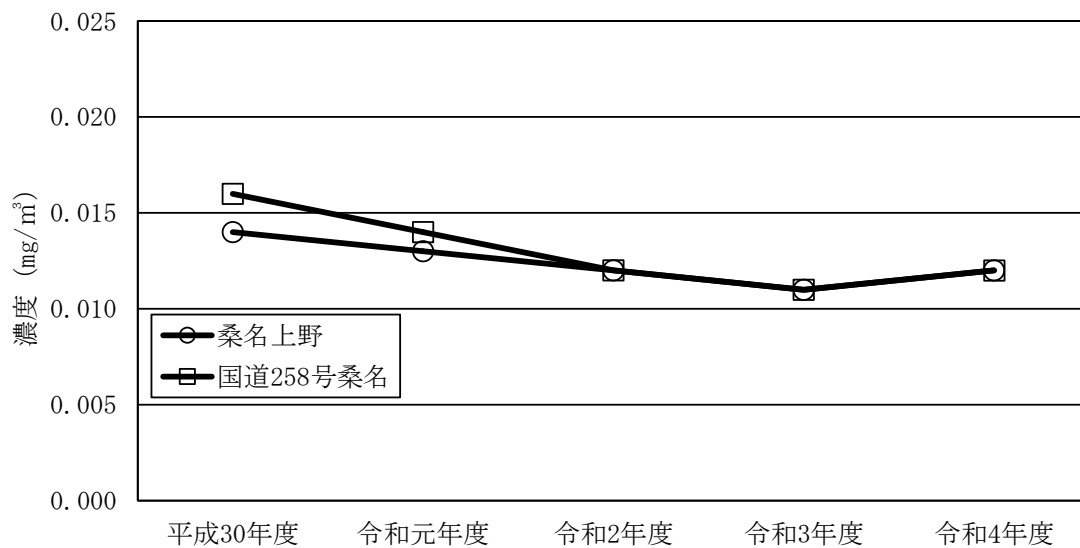


図 3.1.1-6 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

④ 微小粒子状物質 (PM2.5)

令和4年度の微小粒子状物質の測定結果は表3.1.1-11に示すとおりである。

各測定局における年平均値は8.3~8.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98パーセンタイル値は18.4~20.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、長期評価及び短期評価ともに満足し、環境基準に適合している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は表3.1.1-12及び図3.1.1-7に示すとおりであり、いずれも横ばい傾向にある。

※環境基準とその評価

環境基準: 年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期評価: 日平均値のうち年間98パーセンタイル値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期評価: 年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表3.1.1-11 微小粒子状物質の測定結果 (令和4年度)

測定局	有効測定日数	年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値の 98パーセ ンタイル値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数と その割合		日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数と その割合		環境基準 の評価  達成:○ 非達成:×
				日	%	日	%	
桑名上野	362	8.6	20.0	29	8.0	0	0.0	○
国道258号 桑名	362	8.3	18.4	29	8.0	0	0.0	○

注: 環境基準の評価は、測定値の1年平均値を長期基準(1年平均値)と、1日平均値の年間98パーセンタイル値を短期基準(1日平均値)と比較し、両方を満足した場合に「達成」と評価する。

出典: 令和5年度版 三重県サステナビリティレポート(令和6年、三重県)

表3.1.1-12 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

測定局	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
桑名上野	10.6	9.3	8.6	8.1	8.6
国道258号桑名	10.0	8.6	8.2	7.6	8.3

出典: 令和元年版 環境白書、令和2~5年度版 三重県サステナビリティレポート(三重県)

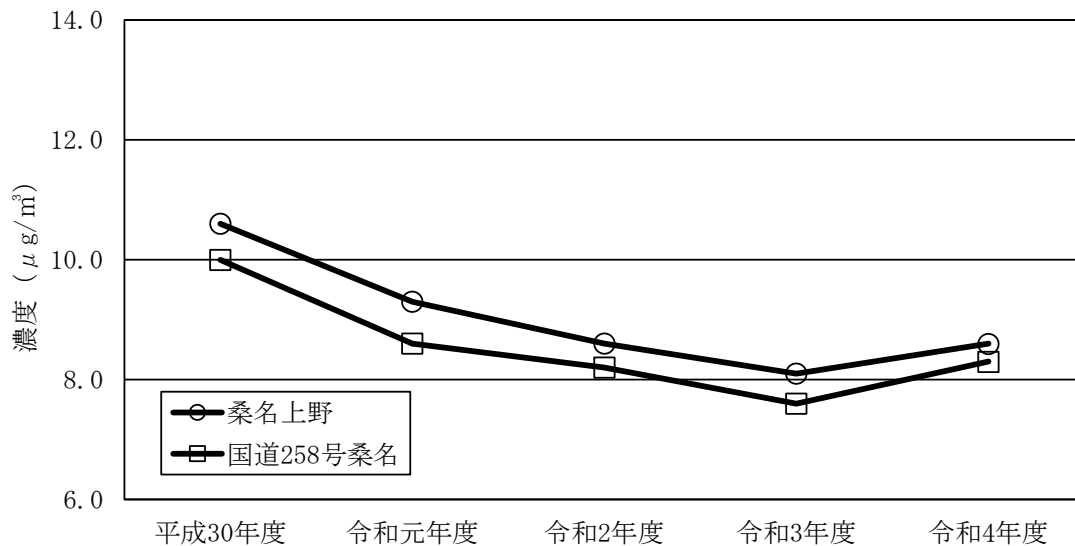


図 3.1.1-7 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

⑤ 光化学オキシダント

令和4年度の光化学オキシダントの測定結果は表 3.1.1-13 に示すとおりである。

測定局における昼間の1時間値の最高値は0.100ppmであり環境基準に適合していない。

なお、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間は、408時間（割合は7.52%）であった。

また、過去5年間ににおける年平均値の経年変化は表 3.1.1-14 及び図 3.1.1-8 に示すとおりであり、概ね横ばい傾向にある。

※環境基準とその評価

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の評価：昼間（5時～20時まで）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。

表 3.1.1-13 光化学オキシダントの測定結果（令和4年度）

測定局	有効測定日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数とその割合			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数及び時間数とその割合			昼間の1時間値の最高値 ppm	昼間の日最高1時間値の年平均値 ppm
		日	時間	%	日	時間	%		
桑名上野	363	84	408	7.52	0	0	0.00	0.112	0.051

注：「昼間」とは、5時から20時までの時間内をいう。

出典：令和5年度版 三重県サステナビリティレポート（令和6年、三重県）

表 3.1.1-14 光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値の経年変化

測定局	年平均値 (ppm)				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
桑名上野	0.050	0.052	0.050	0.050	0.051

出典：令和元年版 環境白書、令和2～5年度版 三重県サステナビリティレポート（三重県）

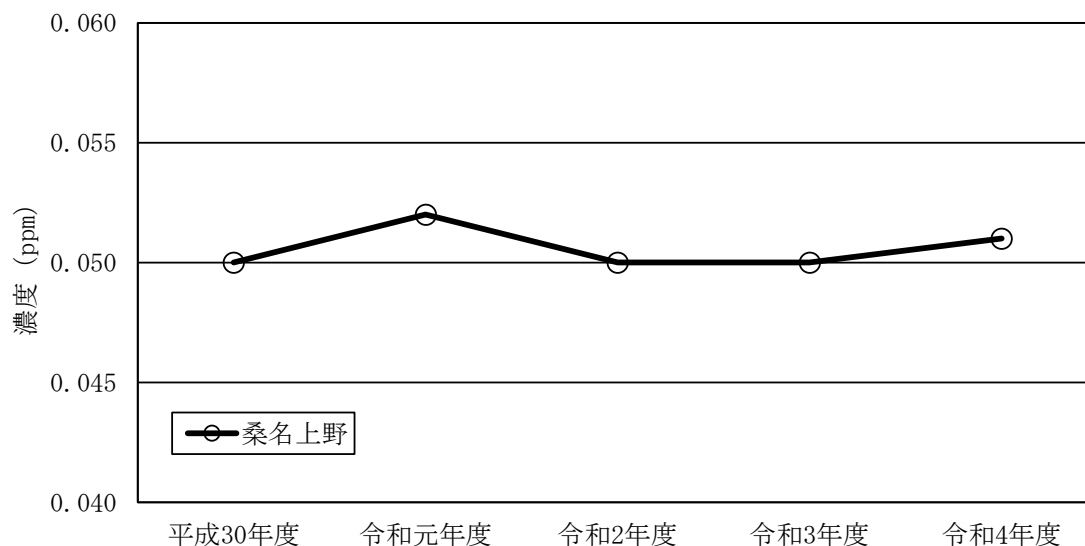


図 3.1.1-8 光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値の経年変化

⑥ 炭化水素及び一酸化炭素

非メタン炭化水素については、大気中炭化水素濃度の指針では光化学オキシダント濃度 0.06ppm に対応する非メタン炭化水素濃度は 0.20～0.31ppmC（6～9 時の 3 時間の平均値）の範囲となっており、令和4年度の桑名上野測定局では 0.07ppmC と同指針を満足している。

一酸化炭素について、令和4年度の国道258号桑名測定局の測定結果では、日平均値の2%除外値は 0.5ppm であり、環境基準を満足している。

⑦ ダイオキシン類

準対象事業実施区域及びその周辺にはダイオキシン類の測定地点はない。

⑧ 降下ばいじん

準対象事業実施区域及びその周辺には降下ばいじんの測定地点はない。

⑨ 苦情等の状況

「令和5年刊 三重県統計書」（三重県 令和5年5月）によると、令和3年度の大気環境に関する苦情について、桑名市では29件報告されているが、その内訳は明らかにされていない。

(3) 騒音

① 環境騒音の状況

三重県における環境騒音（一般地域）の状況について、令和4年度は70地点で測定が実施され、準対象事業実施区域が位置する桑名市では3地点で測定が実施されている。測定地点は図3.1.1-9に示すとおりである。

測定結果は表3.1.1-15に示すとおりであり、いずれの地点も昼間の環境基準に対して適合しているが、一部の地点で夜間の環境基準に対する不適合がみられる。

表3.1.1-15 環境騒音における環境基準適合状況（令和4年度）

市	No.	測定地点	用途地域	環境基準 類型	等価騒音レベル(dB)					
					昼間	環境 基準	夜間	環境 基準		
桑 名 市	-	青葉公園（桑名市青葉）	1低	A	52	55	○	42	45	○
	①	近鉄住宅東側（桑名市多度町戸津）	1住	B	51	55	○	47	45	×
	-	かおるヶ丘団地公園（桑名市長島町押付）	工業	C	52	60	○	44	50	○

注1) ○：適合、×：不適合

注2) 用途地域の略称は以下のとおり。

1低：第1種低層住居専用地域、2低：第2種低層住居専用地域、1中：第1種中高層住居専用地域、  
2中：第2種中高層住居専用地域、1住：第1種住居地域、2住：第2種住居地域、田園：田園住居地域、  
準住：準住居地域、近商：近隣商業地域、商業：商業地域、準工：準工業地域、工業：工業地域、  
工専：工業専用地域、なし：指定なし

注3) 表中のNo.は図3.1.1-9の番号に対応する。(No.欄の「-」は同図の図郭の範囲外のため地点の図示を省略した。)

出典：「令和5年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和6年、三重県）

② 自動車騒音の状況

三重県における自動車交通騒音の状況について、令和4年度は34地点で測定が実施され、準対象事業実施区域が位置する桑名市では、幹線交通を担う道路沿いの6地点で測定が実施されている。測定地点は図3.1.1-9に示すとおりである。

測定結果は表3.1.1-16に示すとおりであり、環境基準及び要請限度が設定されている地点では、一部を除きいずれも適合している。



表 3.1.1-16 道路交通騒音における環境基準適合状況（令和4年度）

市	No.	道路名	測定地点	車線数	用途地域	環境基準類型	区分	等価騒音レベル(dB)				
								測定値	環境基準	要請限度		
桑名市	-	一般国道1号	桑名市長島町又木	2	準工業	C	昼間	67	70	○	75	○
							夜間	64	65	○	70	○
	②	一般国道258号	桑名市多度町香取	4	1住 2住 準住	B	昼間	70	70	○	75	○
							夜間	66	65	×	70	○
	③	一般国道421号	桑名市大字五反田	2	なし	-	昼間	72	-	-	-	-
							夜間	69	-	-	-	-
	-	星川西別所線	桑名市大字増田	2	1住 2住 準住	C	昼間	71	70	×	75	○
							夜間	64	65	○	70	○
	-	桑名東員線	桑名市大字東方	4	1住 2住 準住	B	昼間	67	70	○	75	○
							夜間	60	65	○	70	○
	④	桑名東員線	桑名市大山田	4	1住 2住 準住	B	昼間	68	70	○	75	○
							夜間	61	65	○	70	○

注1) ○：適合、×：不適合

注2) 用途地域の略称は以下のとおり。

1低：第1種低層住居専用地域、2低：第2種低層住居専用地域、1中：第1種中高層住居専用地域、  
2中：第2種中高層住居専用地域、1住：第1種住居地域、2住：第2種住居地域、田園：田園住居地域、  
準住：準住居地域、近商：近隣商業地域、商業：商業地域、準工：準工業地域、工業：工業地域、  
工専：工業専用地域、なし：指定なし

注3) 表中のNo.は図3.1.1-9の番号に対応する。(No.欄の「-」は同図の図郭の範囲外のため地点の図示を省略した。)

出典：「令和5年度版 三重県サステナビリティレポート」(令和6年、三重県)

### ③ 苦情等の状況

「令和5年刊 三重県統計書」(三重県 令和5年5月)によると、令和3年度の騒音に関する苦情について、桑名市では20件報告されているが、その内訳は明らかにされていない。

### (4) 振動

#### ① 環境振動の状況

準対象事業実施区域の周辺における環境振動の状況について、桑名市及び三重県において公表された測定結果はない。

#### ② 道路交通振動の状況

三重県における道路交通振動の状況について、令和4年度は39地点で測定が実施され、準対象事業実施区域が位置する桑名市では3地点で測定が実施されている。

測定結果は表3.1.1-17に示すとおりであり、いずれの地点も要請限度に適合している。

表 3.1.1-17 道路交通振動における要請限度適合状況（令和4年度）

市町	No.	道路名	測定地点	用途地域	区域区分	振動レベル(dB)					
						昼間	要請限度	夜間	要請限度		
桑名市	-	国道 23 号	桑名市和泉	工業	第 2 種	45	70	○	43	65	○
	⑤	国道 258 号	桑名市多度町香取	準住	第 1 種	53	65	○	50	60	○
	-	県道 7 号	大倉団地横 (桑名市長島町大倉)	1 低	第 1 種	45	65	○	44	60	○

注 1) ○：適合、×：不適合

注 2) 用途地域の略称は以下のとおり。

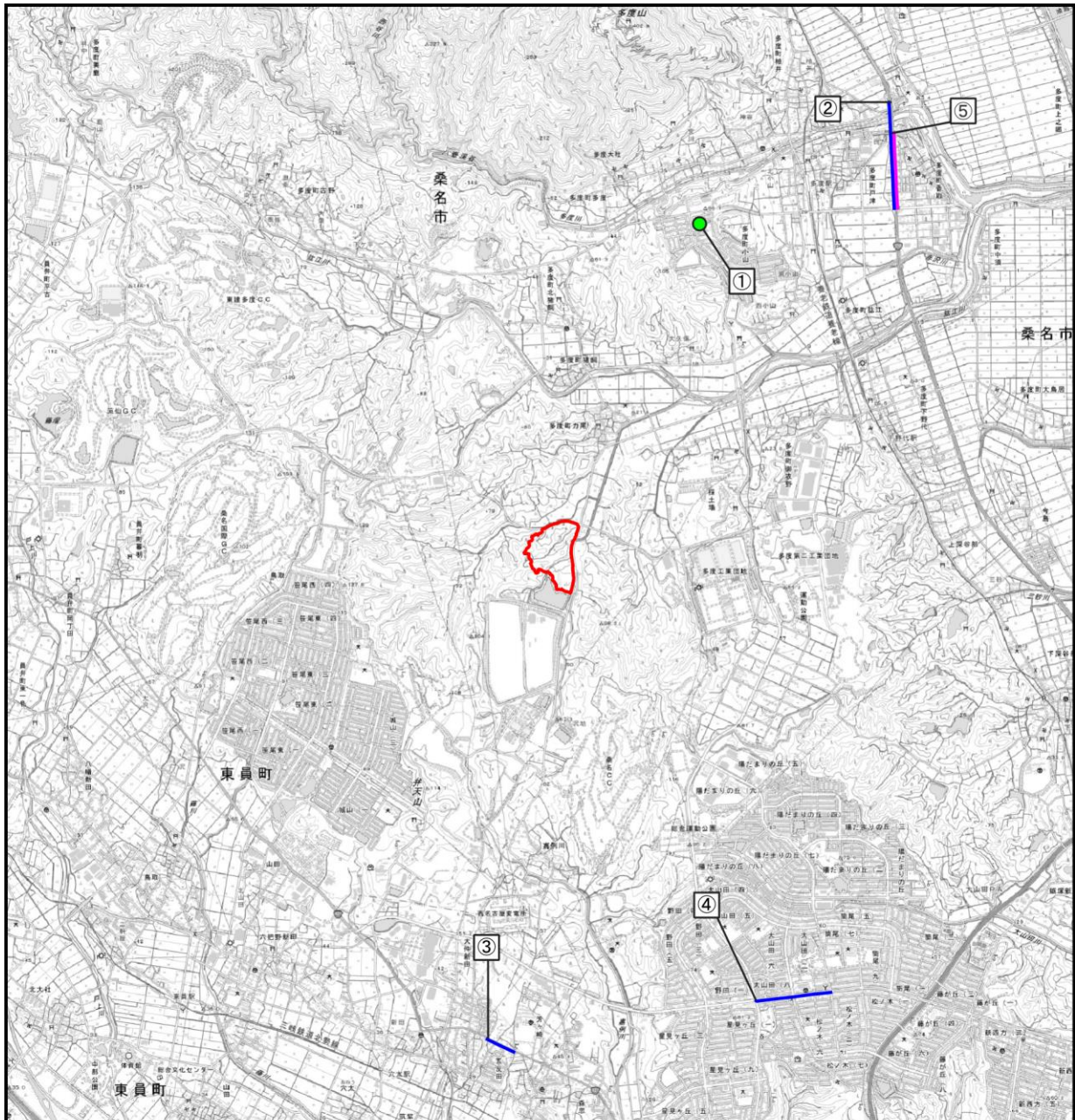
1 低：第 1 種低層住居専用地域、2 低：第 2 種低層住居専用地域、1 中：第 1 種中高層住居専用地域、  
 2 中：第 2 種中高層住居専用地域、1 住：第 1 種住居地域、2 住：第 2 種住居地域、田園：田園住居地域、  
 準住：準住居地域、近商：近隣商業地域、商業：商業地域、準工：準工業地域、工業：工業地域、  
 工専：工業専用地域、なし：指定なし

注 3) 表中のNo.は図 3.1.1-9 の番号に対応する。(No.欄の「-」は同図の図郭の範囲外のため地点の図示を省略した。)

出典：「令和 5 年度版 三重県サステナビリティレポート」(令和 6 年、三重県)

### ③ 苦情等の状況

「令和 5 年刊 三重県統計書」(令和 5 年 5 月、三重県)によると、令和 5 年度の振動に関する苦情について、桑名市では 4 件報告されているが、その内訳は明らかにされていない。



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 環境騒音測定地点
- 道路交通騒音測定地点
- 道路交通振動測定地点

0                      1                      2 km



出典：令和4年度版 三重県サステナビリティ  
レポート（令和5年、三重県）

図 3.1.1-9 騒音・振動調査位置図

(5) 悪 臭

① 悪臭の状況

準対象事業実施区域の周辺における悪臭の状況について、桑名市及び三重県において公表された測定結果はない。

② 苦情等の状況

「令和5年刊 三重県統計書」（三重県 令和5年5月）によると、令和3年度の悪臭に関する苦情について、桑名市では13件報告されているが、その内訳は明らかにされていない。

### 3.1.2 水環境の状況

#### (1) 水象

準対象事業実施区域及びその周辺を流れる河川は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

準対象事業実施区域周辺の水系に注目すると、準対象事業実施区域の北側には力尾谷川が東流しており、東側を北流する沢地川・落合川に合流する。落合川は肱江川を経て揖斐川に合流し、伊勢湾へ注いでいる。

#### (2) 河川の水質

準対象事業実施区域及びその周辺の水質測定地点は図 3.1.2-2 に、水質調査結果は表 3.1.2-1 及び表 3.1.2-2 に示すとおりである。

沢地川、落合川及び力尾谷川における公共用水域の調査地点はない。

合流先の河川である肱江川のうち水質測定地点である念仏橋より上流は河川 AA 類型に、これより下流については河川 A 類型に指定されている。

肱江川における水質測定地点である念仏橋、肱江橋の 2 地点ともに、DO、BOD、SS については環境基準に適合しているものの、pH については念仏橋で、大腸菌群数については 2 地点とも環境基準に適合していない。

また、肱江橋では健康項目及びダイオキシン類の測定が行われているが、いずれの項目も環境基準に適合している。

表 3.1.2-1 水質調査結果（生活環境項目：令和 3 年度）

河川名	測定点	類型	項目	単位	環境基準値	測定結果			
						年間値	最大値	最小値	75%値
肱江川	念仏橋	河川 AA	pH	-	6.5~8.5	-	9.2	6.9	-
			DO	mg/L	7.5 以上	11	15	8.9	-
			BOD	mg/L	1 以下	0.8	1.0	<0.5	0.9
			SS	mg/L	25 以下	5	18	<1	-
			大腸菌群数	MPN/100mL	50 以下	9,500	49,000	2,300	-
	肱江橋	河川 A	pH	-	6.5~8.5	-	8.2	7.0	-
			DO	mg/L	7.5 以上	10	13	8.8	-
			BOD	mg/L	2 以下	0.8	1.1	<0.5	1.0
			SS	mg/L	25 以下	3	6	1	-
			大腸菌群数	MPN/100mL	1000 以下	7,800	33,000	1,300	-

出典：水環境総合情報サイト（環境省ホームページ）



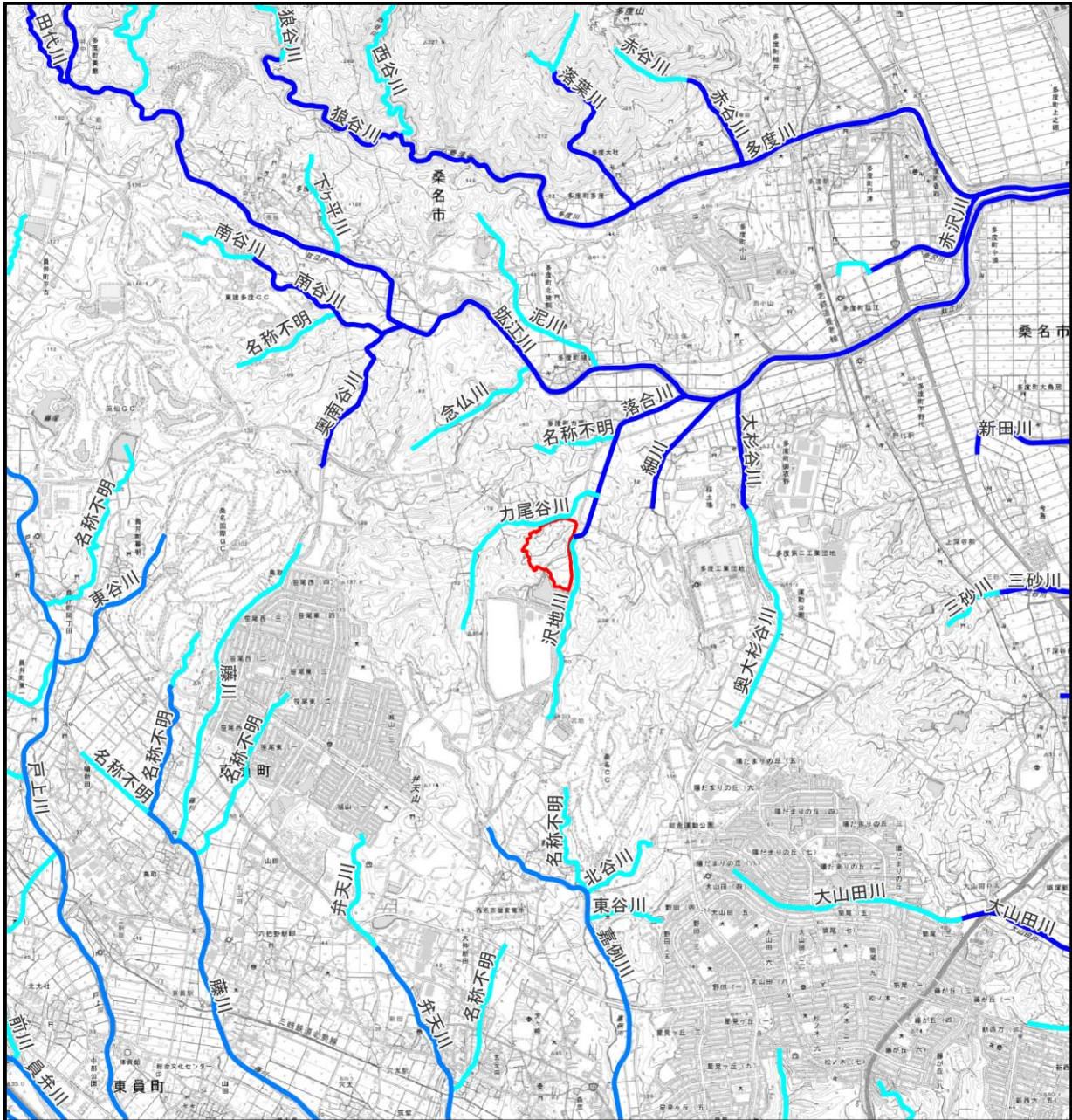
表 3.1.2-2 水質調査結果（健康項目及びダイオキシン類：令和3年度）

項目	河川名 調査点	肱江川 (肱江橋)	環境基準
カドミウム		<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン		<0.1	検出されないこと
鉛		<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム		<0.02	0.05mg/L 以下
砒素		<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀		<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		-	検出されないこと
PCB		-	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素		<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		<0.002	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム		<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン		<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ		<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン		<0.001	0.01mg/L 以下
セレン		<0.002	0.01mg/L 以下
亜硝酸性及び硝酸性窒素		1.5	10mg/L 以下
ふっ素		0.28	0.8mg/L 以下
ほう素		<0.05	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類		0.19	1pg-TEQ/L 以下

注1：複数回の調査結果がある項目については平均値を示している。

注2：「-」は実施されていないことを示す。

出典：水環境総合情報サイト（環境省ホームページ）、令和3年度ダイオキシンに係る環境調査結果（三重県ホームページ）



凡 例

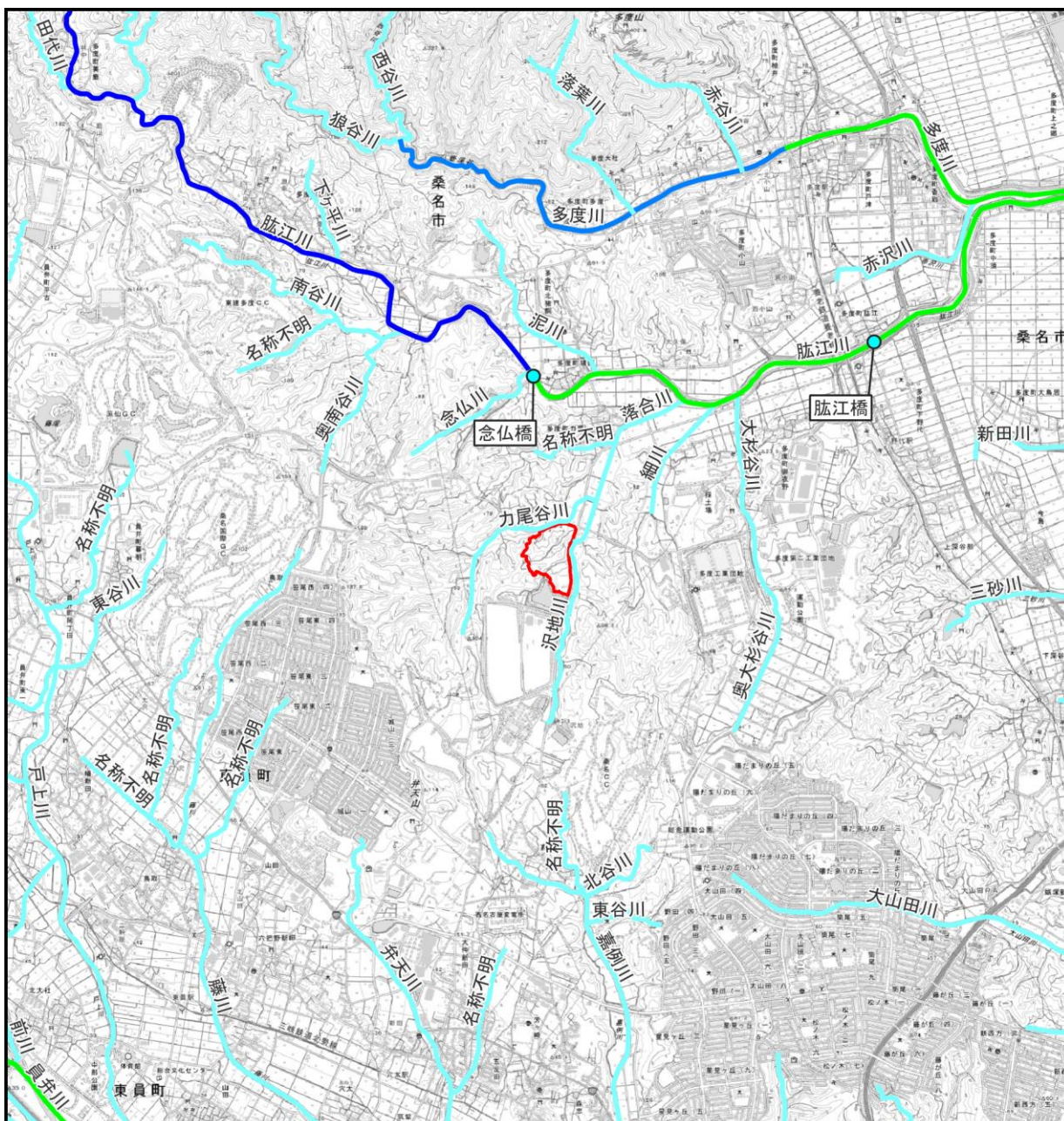
- 準対象事業実施区域
- 一級河川
- 二級河川
- その他河川

0 1 2 km



図 3.1.2-1 河川の状況





凡 例

- 準対象事業実施区域
- 水質測定地点
- 河川AA類型 水生生物A類型
- 河川A類型 水生生物A類型
- 河川B類型 水生生物B類型
- 類型指定なし

0      1      2 km



出典：水環境総合情報サイト（環境省ホームページ）

図 3.1.2-2 水質調査位置

本事業による影響が想定される河川と水質調査地点との位置関係は図3.1.2-3に示すとおりである。これによると、最寄りの河川である沢地川、落合川並びに力尾谷川に水質調査地点はないが、合流先の河川である肱江川には、合流前の念仏橋と、合流後の肱江橋の2地点の水質調査地点が存在する。

また、準対象事業実施区域からの雨水排水は調整池を介して力尾谷川及び落合川へ、生活排水や工場からの排水処理後の処理水は力尾谷川及び落合川へ排水され、肱江川に合流した後、揖斐川を經由して伊勢湾へ流入する。

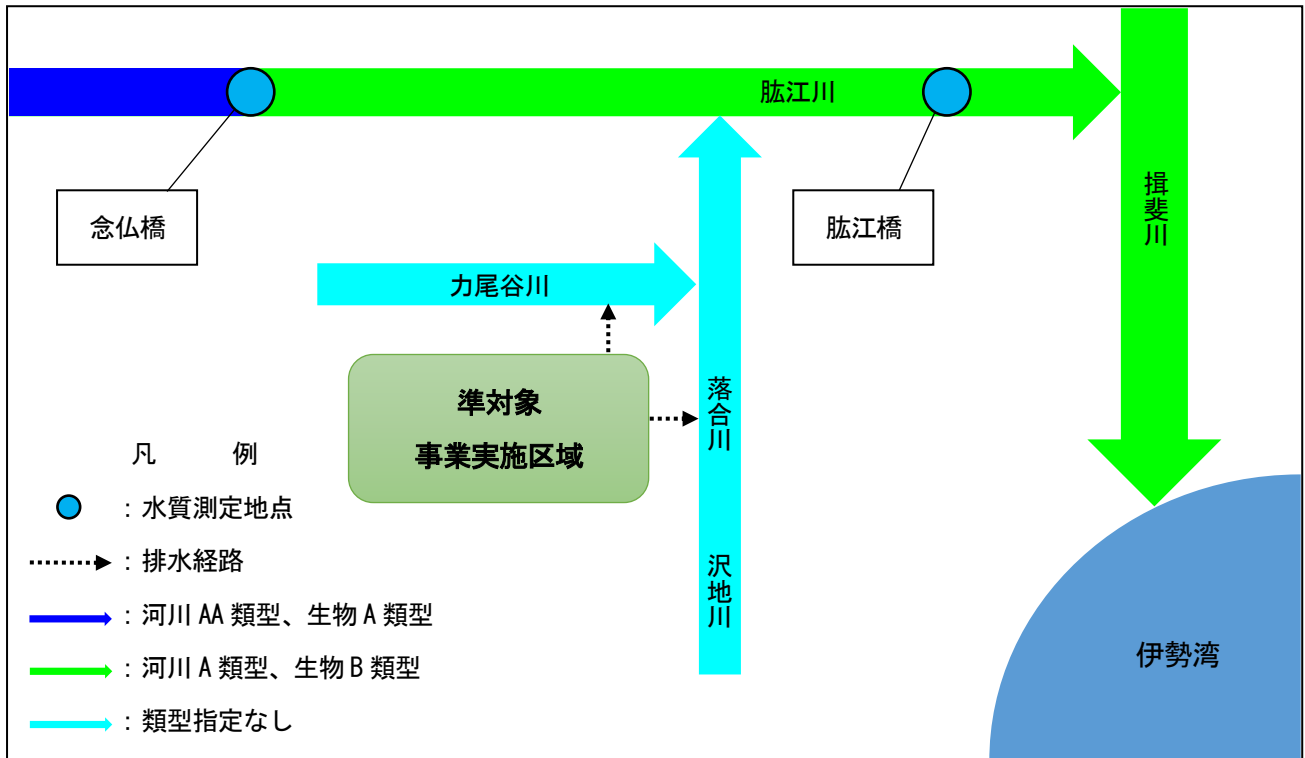


図 3.1.2-3 河川と水質調査地点との位置関係

(3) 河川の底質

桑名市内における河川底質のダイオキシン類調査は、令和3年度は国土交通省が長良川の伊勢大橋で実施している。調査結果は表3.1.2-3に示すとおりであり、環境基準に適合している。

なお、準対象事業実施区域周辺の河川における調査は実施されていない。

表 3.1.2-3 河川底質調査結果（ダイオキシン類：令和3年度）

河川名	地点名	結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
長良川	伊勢大橋	0.43	150 以下

出典：令和3年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（三重県ホームページ：令和5年3月）

(4) 地下水

準対象事業実施区域周辺においては、令和4年度に最寄りの地点として多度町御衣野地内で調査が実施されている。なお、具体的な調査地点は公表されていない。

測定結果は表3.1.2-4に示すとおりであり、いずれの項目も環境基準に適合している。

表3.1.2-4 地下水調査結果（令和4年度）

項目	地 点		環境基準
		多度町御衣野	
カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	0.02mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005mg/L 以下
PCB	mg/L	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	mg/L	<0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.08	10mg/L 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	mg/L	<0.05	1mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05mg/L 以下

出典：令和4年度地下水の水質測定結果個票（三重県オープンデータカタログサイト）

(5) 苦情等の状況

「令和5年刊 三重県統計書」（三重県 令和5年5月）によると、令和3年度の水環境に関する苦情について、桑名市では14件報告されているが、その内訳は明らかにされていない。

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土 壌

##### ① 土壌の状況

準対象事業実施区域及びその周辺における土壌の状況は図 3.1.3-1 に示すとおりである。

準対象事業実施区域の土壌は大半が林地の未熟土壌であり、谷部には耕地の中粗粒灰色低地土壌・灰褐色が分布している。

##### ② 土壌汚染の状況

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時届出区域（令和 6 年 1 月 4 日現在）」（環境省）によると、桑名市の一部地域は「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく「形質変更時要届出区域」に指定されているが、「要措置区域」に指定された地域は存在しない。

なお、準対象事業実施区域周辺には「形質変更時要届出区域」及び「要措置区域」のいずれも存在しない。

##### ③ 苦情等の状況

「令和 5 年刊 三重県統計書」（三重県 令和 5 年 5 月）によると、令和 3 年度の土壌汚染に関する苦情は報告されていない。

#### (2) 地 盤

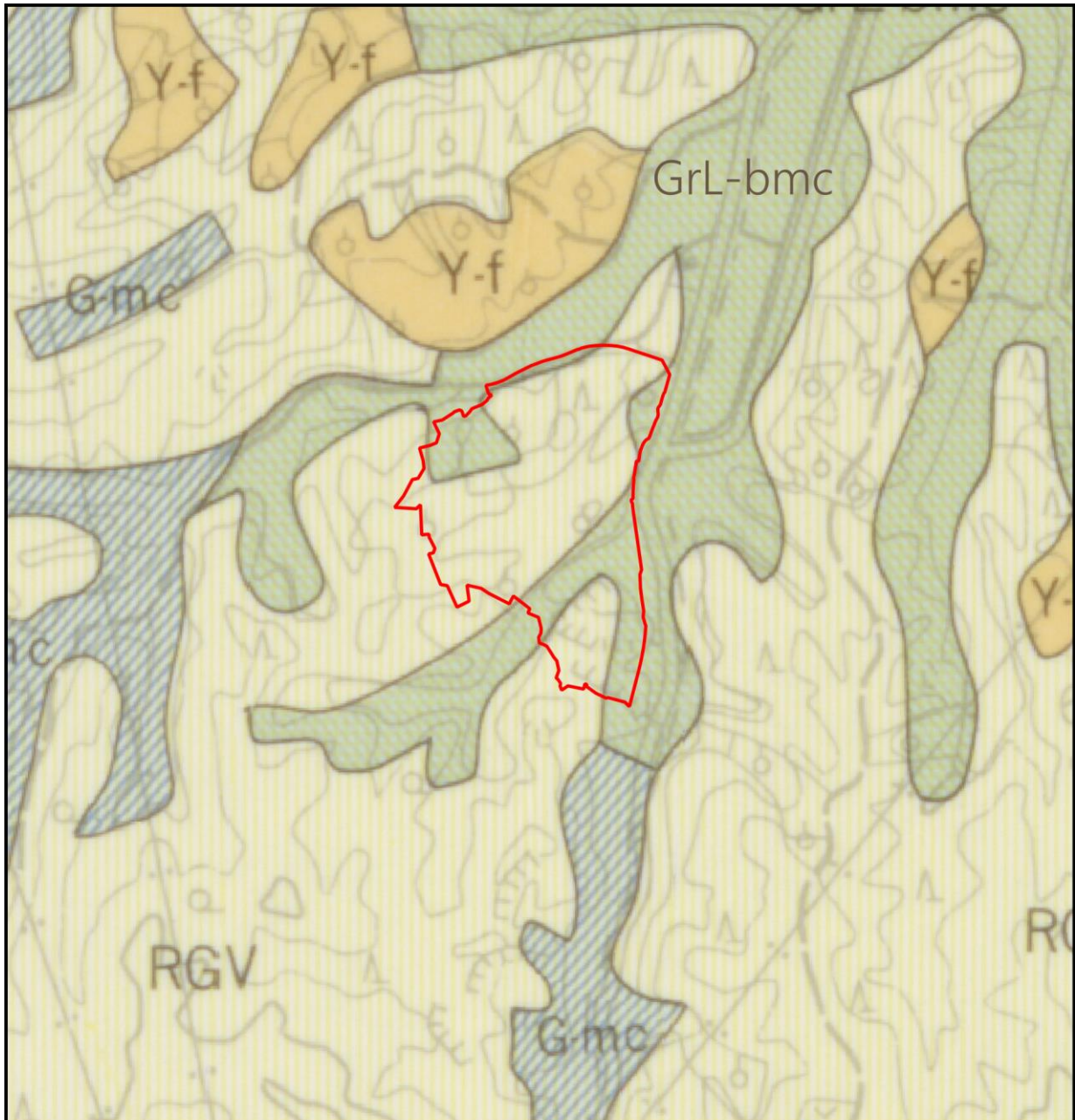
##### ① 地盤沈下の状況

「令和 3 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省）によると、準対象事業実施区域が位置する桑名市内において地盤沈下が認められている。なお、いずれも木曾三川近傍のエリアであり、準対象事業実施区域周辺での地盤沈下の報告はない。


##### ② 苦情等の状況

「令和 5 年刊 三重県統計書」（三重県 令和 5 年 5 月）によると、令和 3 年度の地盤沈下に関する苦情は報告されていない。





凡 例

 準対象事業実施区域  
 土壤凡例は図3.1.3-1(2)に示すとおり。

0          200          400 m



出典：土地分類基本調査 土壤図 桑名（昭和63年、三重県）

図 3. 1. 3-1(1) 土壤図



凡例		区分
	RGV	林地 未熟土 未熟土壤
	B	林地 褐色森林土 褐色森林土壤
	Y	林地 黄色系褐色森林土 黄色系褐色森林土壤
	B-mc	耕地 褐色森林土 中粗粒褐色森林土壤
	B-g	耕地 褐色森林土 礫質褐色森林土壤
	R-g	耕地 赤色土 礫質赤色土壤
	Y-f	耕地 黄色土 細粒黄色土壤
	Y-g	耕地 黄色土 礫質黄色土壤
	Y-wf	耕地 黄色土 細粒黄色土壤・斑紋あり
	GrL-f	耕地 灰色低地土 細粒灰色低地土壤・灰色系
	GrL-bf	耕地 灰色低地土 細粒灰色低地土壤・灰褐色
	GrL-bmc	耕地 灰色低地土 中粗粒灰色低地土壤・灰褐色
	G-sf	耕地 グライ土 細粒強グライ土壤
	G-smc	耕地 グライ土 中粗粒強グライ土壤
	G-f	耕地 グライ土 細粒グライ土壤
	G-mc	耕地 グライ土 中粗粒グライ土壤

図 3.1.3-1(2) 土壤図 (凡例)

### 3.1.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形

準対象事業実施区域及びその周辺における地形の状況は図 3.1.4-1 に示すとおりであり、準対象事業実施区域の大半は、丘陵の傾斜 15° 以下の一般斜面からなる。

#### (2) 地質

準対象事業実施区域及びその周辺における表層地質の状況は図 3.1.4-2 に示すとおりである。

「桑名地域の地質」(平成 7 年、地質研究所)によれば、準対象事業実施区域内の表層は、主に、鮮新世後期の東海層群 市之原累層(礫・砂及び泥、火山灰層を挟む)、東海層群 暮明累層(礫・砂及び泥、火山灰層を挟む)及び東海層群 大泉累層(泥及び砂、一部砂礫を伴う、火山灰層を挟む)からなる。

また、準対象事業実施区域の南側には嘉例川向斜が形成されており、準対象事業実施区域は嘉例川向斜の向斜軸の西方にあたる。そのため、準対象事業実施区域内の各地層は概ね東向きに極端に傾斜している、もしくは一部直立しているとされている。

(3) 重要な地形・地質

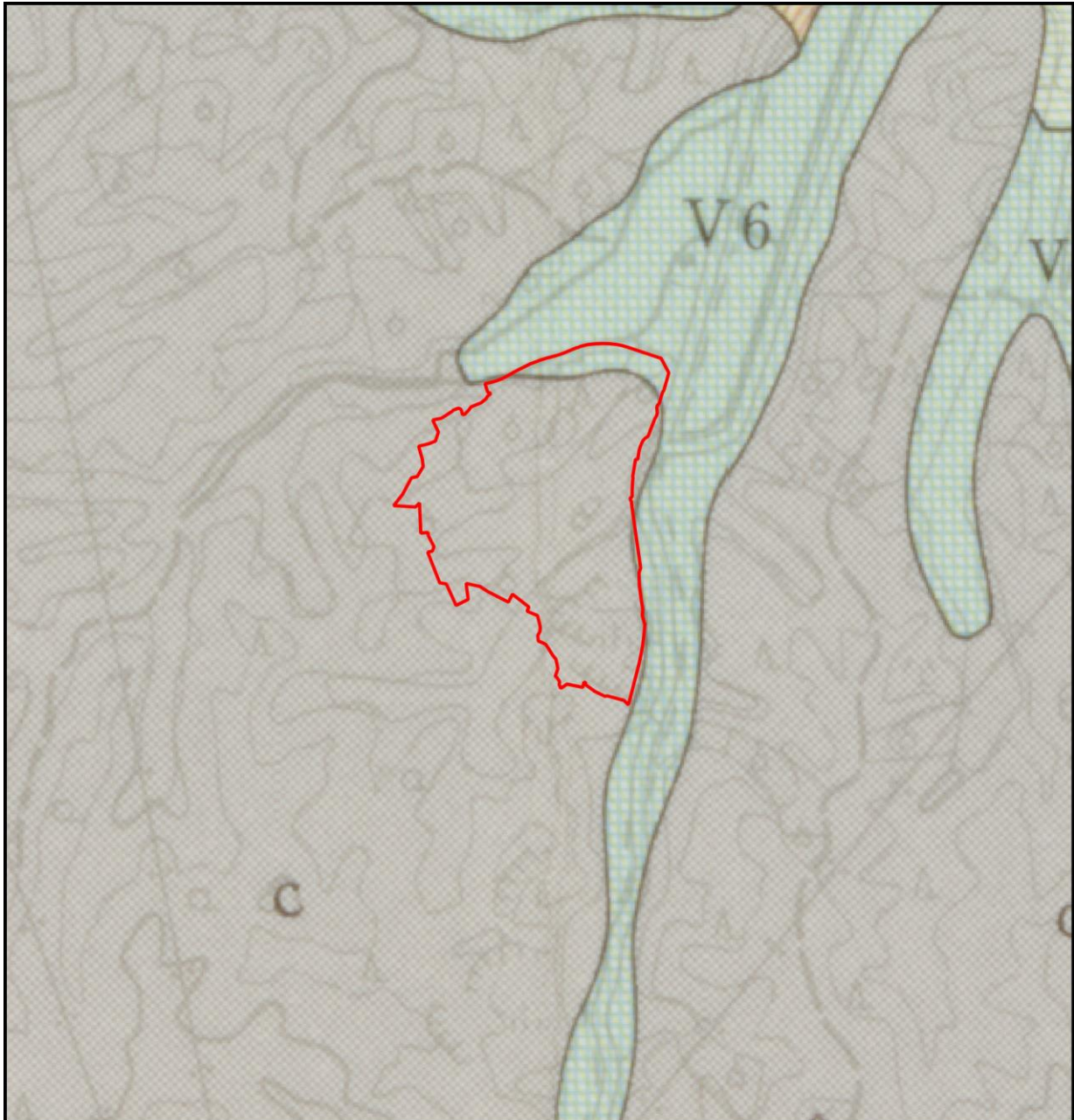
準対象事業実施区域及びその周辺には「日本の地形レッドデータブック第1集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成12年）において選定された保存すべき地形は存在しないが、準対象事業実施区域の南側に桑名市指定文化財である「力尾地区嘉例川火山灰層」が存在している。

同天然記念物の位置は図3.1.4-2に、詳細は表3.1.4-1に示すとおりである。


表3.1.4-1 準対象事業実施区域周辺の重要な地形・地質

名称	概要	備考
力尾地区 嘉例川火山灰層	<p>嘉例川火山灰層は、約175万年前の新生代第四紀更新世に堆積した広域火山灰層である。本火山灰層に対比可能な火山灰層は、大阪層群では福田火山灰層、古琵琶湖層群では五軒茶屋火山灰層、魚沼層群では辻又川火山灰層、上総層群ではKd38火山灰層など、近畿・東海から関東・甲信越におよぶ広い範囲に分布する火山灰層として有名である。</p> <p>嘉例川火山灰層の層厚は約10mにも達し、その大部分は水流によって運搬された砂混じりのガラス質火山灰層であるが、最下部には20～50cmの降下テフラが認められる。火山灰層は灰白色ないし白色、最下部の降下テフラ部分では橙灰色ないし桃白色である。嘉例川火山灰層の給源火山については、岐阜県高山市の恵比寿峠カルデラが比定されている。</p> <p>嘉例川火山灰層は、これより下位に分布する坂東1・2火山灰層や南谷火山灰層などとともに、昭和の中ごろまで精米用や各種の汚れ落とし、サビとりなどのための「磨き砂」として盛んに採掘されていた。</p> <p>嘉例川火山灰層の直上には、暗褐色の泥炭質シルト層（亜炭）が堆積しており、この中から冷温帯以北に分布するミツガシワや、冷温帯上部に北限をもつミツバウツギとコブシーシデコブシなどの種子化石を産出し、花粉化石ではカラマツ属やブナ属・ミツガシワ属など亜寒帯ないし冷温帯性花粉化石を多産する。昆虫化石では、北海道の道東部やサハリン・中国東北部に生息するクロヒメゲンゴロウやヒラシマミズクサハムシ、東北地方北部・北海道などに分布するエゾオオミズクサハムシなどを産出する。こうした各種古生物の出現結果から、嘉例川火山灰層が堆積した約175万年前の気候はきわめて寒冷であり、この時期地球規模の氷期が存在したことが明らかになっている。</p> <p>なお、嘉例川火山灰層が分布する多度町力尾周辺は、多度－嘉例川褶曲帯とされる変動地形を生じており、火山灰層や泥炭質シルト層などは直立し、東方に向かうにつれて緩傾斜となる傾斜褶曲が観察されるなど、きわめて特異な堆積構造が発達する場所としても知られる。</p>	<p>[区分] 市指定 天然記念物</p> <p>[所在地] 桑名市 多度町力尾</p> <p>[面積] 558.48㎡</p> <p>[年代] 新生代 第四紀更新世</p>

出典：桑名市教育委員会 文化財ホームページ（桑名市教育委員会ホームページ）

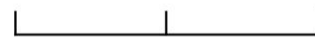


凡 例

 準対象事業実施区域

地形凡例は図3.1.4-1(2)に示すとおり。

0                      200                      400 m



出典：土地分類基本調査 地形分類図 桑名  
(国土交通省)

図 3.1.4-1(1) 地形分類図

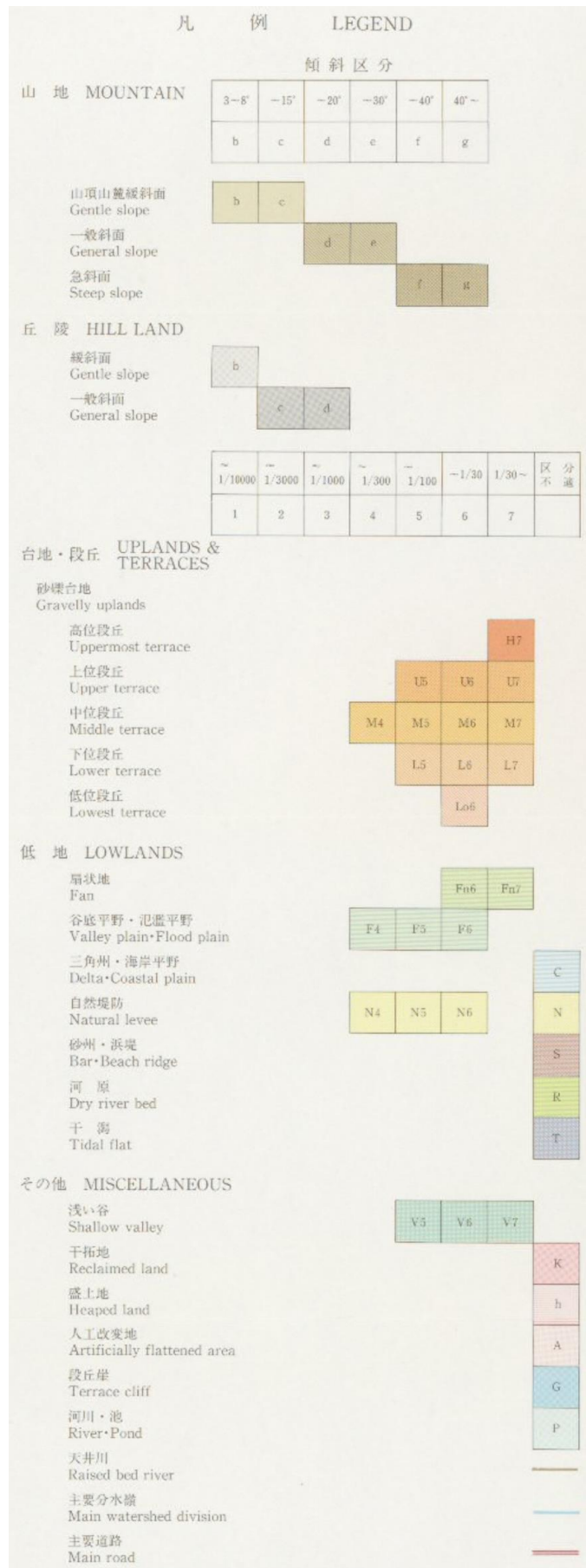
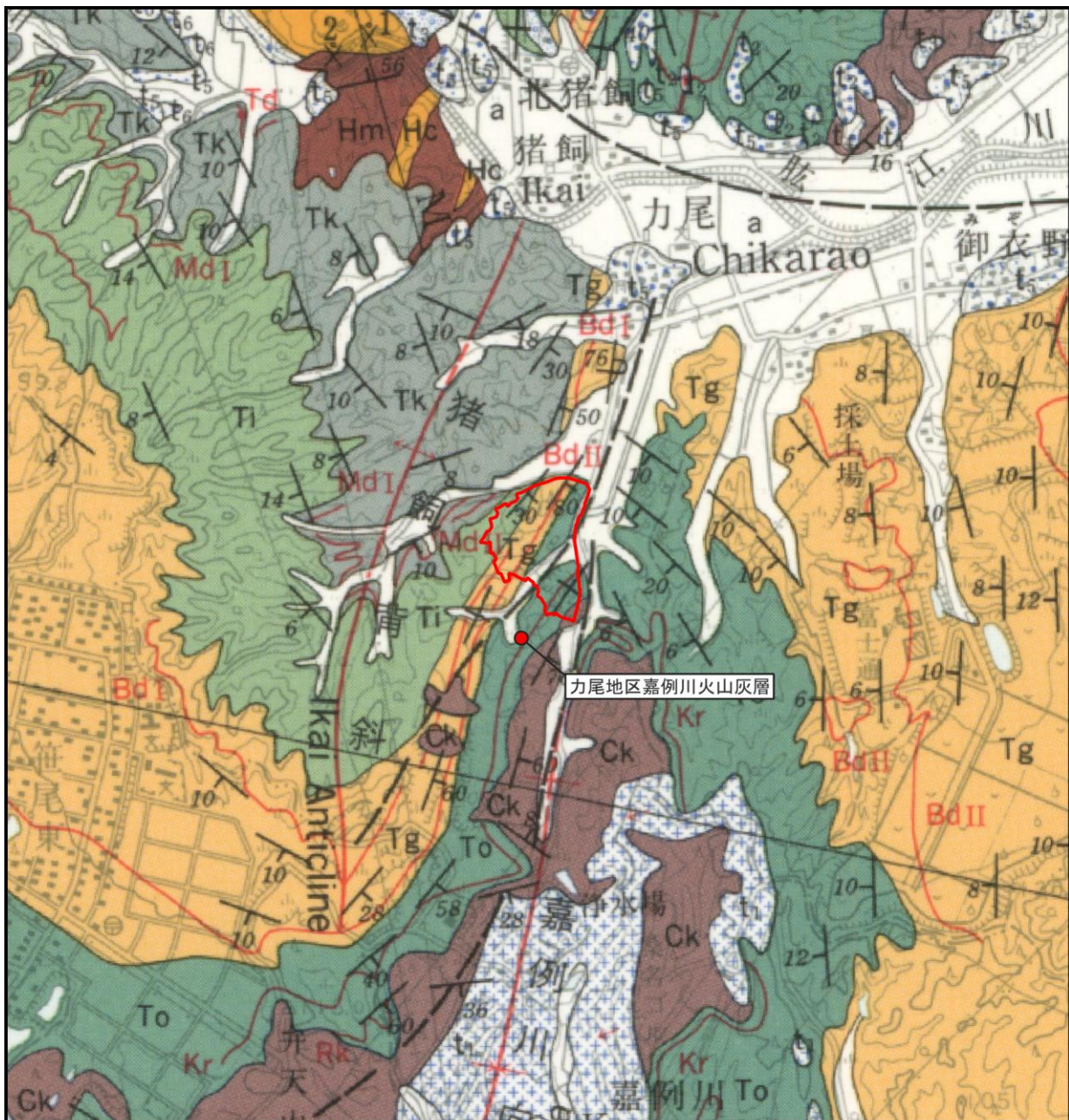


図 3. 1. 4-1 (2) 地形分類図 (凡例)





凡 例

準対象事業実施区域

● 重要な地形・地質

地質凡例は図3.1.4-2(2)に示すとおり。

0      0.5      1 km



出典：5万分の1地質図幅「桑名」（平成7年、通商産業省工業技術院地質研究所）

図 3.1.4-2(1) 表層地質図

凡例	年代	区分名	構成								
	完新世	沖積層 三角州平野・氾濫平野・緩扇状地堆積物など	礫・砂及び泥								
t6	更新世後期	低位Ⅱ段丘堆積物	礫及び砂								
	更新世後期	低位Ⅰ段丘堆積物	礫及び砂								
t4	更新世後期	中位Ⅱ段丘堆積物	礫及び砂								
	更新世中期 ～後期	中位Ⅰ段丘堆積物	礫及び砂、海成粘土層を挟む								
t2	更新世中期	高位Ⅲ段丘堆積物	礫及び砂								
	更新世中期	高位Ⅱ段丘堆積物	礫及び砂								
	更新世前期	力尾累層	礫・砂及び泥、養老火山灰層 (Yo) を挟む								
	鮮新世後期	東海層群 大泉累層	泥及び砂、一部砂礫を伴う、火山灰層を挟む								
	鮮新世後期	東海層群 暮明累層	礫・砂及び泥、火山灰層を挟む								
	鮮新世後期	東海層群 市之原累層	礫・砂及び泥、火山灰層を挟む								
	鮮新世後期	東海層群 古野累層	泥及び砂、火山灰層及び亜炭層を挟む								
Hm	三畳紀～ ジュラ紀	美濃帯 碎屑岩相 北勢南濃層	黒色泥岩、形質泥岩を伴う								
Hc	三畳紀～ ジュラ紀	美濃帯 碎屑岩相 北勢南濃層	チャート								
	—	地層の走向及び傾斜									
	—	直立層									
	—	逆転層									
	—	伏在断層									
	—	背斜軸とそのプランジ (破線は伏在部)									
	—	向斜軸とそのプランジ (破線は伏在部)									
	—	段丘堆積物または沖積層の撓曲									
	—	火山灰層	<table border="0"> <tr> <td>M d I : 南谷Ⅰ火山灰層</td> <td>K r : 嘉例川火山灰層</td> </tr> <tr> <td>N i : 二之瀬火山灰層</td> <td>R k : 六石火山灰層</td> </tr> <tr> <td>B d I : 坂東Ⅰ火山灰層</td> <td>T d : 多度火山灰層</td> </tr> <tr> <td>B d II : 坂東Ⅱ火山灰層</td> <td></td> </tr> </table>	M d I : 南谷Ⅰ火山灰層	K r : 嘉例川火山灰層	N i : 二之瀬火山灰層	R k : 六石火山灰層	B d I : 坂東Ⅰ火山灰層	T d : 多度火山灰層	B d II : 坂東Ⅱ火山灰層	
M d I : 南谷Ⅰ火山灰層	K r : 嘉例川火山灰層										
N i : 二之瀬火山灰層	R k : 六石火山灰層										
B d I : 坂東Ⅰ火山灰層	T d : 多度火山灰層										
B d II : 坂東Ⅱ火山灰層											

図 3. 1. 4-2 (2) 表層地質図 (凡例)



### 3.1.5 日照及び電波の状況

#### (1) 日照

準対象事業実施区域周辺には、日照障害となる高層の人工構造物はない。

#### (2) 電波

準対象事業実施区域周辺には、電波障害となる高層の人工構造物はない。

### 3.1.6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### (1) 陸生動物の生息の状況

陸生動物の生息の状況は、当該地域の自然特性を勘案し準対象事業実施区域及びその周辺を対象に文献その他の資料により整理した。

調査の範囲は原則として準対象事業実施区域及びその周囲 200m が含まれる 2 次メッシュである「阿下喜 (523654)」及び「弥富 (523655)」を対象とした。

参照した文献その他の資料及び調査範囲は表 3.1.6-1 及び図 3.1.6-1 に示すとおりである。

また、重要な種及び注目すべき生息地については表 3.1.6-2 に示す選定基準に基づいて抽出を行った。

表 3.1.6-1 調査に使用した既存文献

文献番号	文献名	分類群							抽出対象
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	クモ類	陸産貝類	
①	「生物多様性情報システム(第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査)」※	○	○			○			2次メッシュ「阿下喜(523654)」及び「弥富(523655)」で確認された種を対象とした(図3.1.6-1参照)。
②	「生物多様性情報システム(第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査)」※		○						
③	「生物多様性情報システム(第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査)」※	○			○	○		○	
④	「生物多様性情報システム(第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査)」※	○		○	○	○		○	
⑤	「生物多様性情報システム(第6回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査)」※	○							
⑥	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～(三重県、平成27年)」	○	○	○	○	○	○	○	2次メッシュ「阿下喜(523654)」及び「弥富(523655)」で確認された種を対象とした(図3.1.6-1参照)。
⑦	「多度町史 自然」(多度町、平成7年)	○	○	○	○	○	○	○	文献中に記載されているすべての種を対象とした。
⑧	「(仮称)多度カントリークラブ造成計画に係る環境影響評価書」(株式会社多度カントリー、平成4年)	○	○	○	○	○			文献中に記載されているすべての種を対象とした。
⑨	「三重県 RDF 発電事業に係る環境影響評価書」(三重県企業庁、平成11年)	○	○	○	○	○	○	○	文献中に記載されているすべての種を対象とした。
⑩	「桑名市多度力尾土地区画整理事業(工業地の造成)に係る環境影響評価書」(桑名市多度力尾土地区画整理組合設立準備委員会、平成21年)	○	○	○	○	○	○	○	文献中に記載されているすべての種を対象とした。
⑪	「桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」(桑名広域清掃事業組合、平成29年)					○			文献中に記載されているすべての種を対象とした。

※：環境省生物多様性センターホームページ

表 3.1.6-2 陸生動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

選定基準		対象
I	文化財保護法等 特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：三重県指定天然記念物 市天：桑名市指定天然記念物	◎
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動物等 国内：国内希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 保護区：生息地等保護区	◎
III	「環境省レッドリスト2020」（環境省、令和2年）の掲載種 EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域 個体群	○
IV	「近畿地区・鳥類レッドデータブック」（山岸哲監修、平成14年）の掲載種 繁：繁殖個体群 冬：越冬個体群 通：通過個体群 夏：夏季滞在個体群 1：危機的絶滅危惧種 2：絶滅危惧種 3：準絶滅危惧種	○
V	「三重県自然環境保全条例」（昭和48年条例第41号）に基づく三重県指定希少野生動植物種 指定：三重県指定希少野生動植物種	○
VI	「三重県レッドデータブック2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（三重県、平成27年）の掲載種 EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 HS：希少野生動植物主要生息生育地 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足	◎
VII	「三重県自然環境保全条例」（昭和48年条例第41号）に基づく三重県自然環境保全地域 1：自然環境保全地域 2：特別地区 3：野生動植物保護地区	△
VIII	「桑名市指定天然記念物 ヒメタイコウチ保護管理計画」（桑名市教育委員会、平成22年）のヒメタイコウチの生息情報に基づくゾーニング 1：タイプI 2：タイプII	△
	「三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出マニュアル」（三重県農林水産部、令和3年）のヒメタイコウチ生息ゾーニングマップ 1：ヒメタイコウチの生息が予想される地域	
IX	「三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出マニュアル」（三重県農林水産部、令和3年）のサンバ生息ゾーニングマップ 1：サンバの生息が予想される地域	△

注1：表中対象欄の「◎」は重要な種及び重要な生息地を、「○」は重要な種を、「△」は重要な生息地を示す。

注2：文化財保護法等とは、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号、最終改正：平成26年法律第69号）に基づく天然記念物、三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）に基づく指定天然記念物、桑名市文化財保護条例（平成18年桑名市条例第187号）に基づく指定天然記念物を示す。



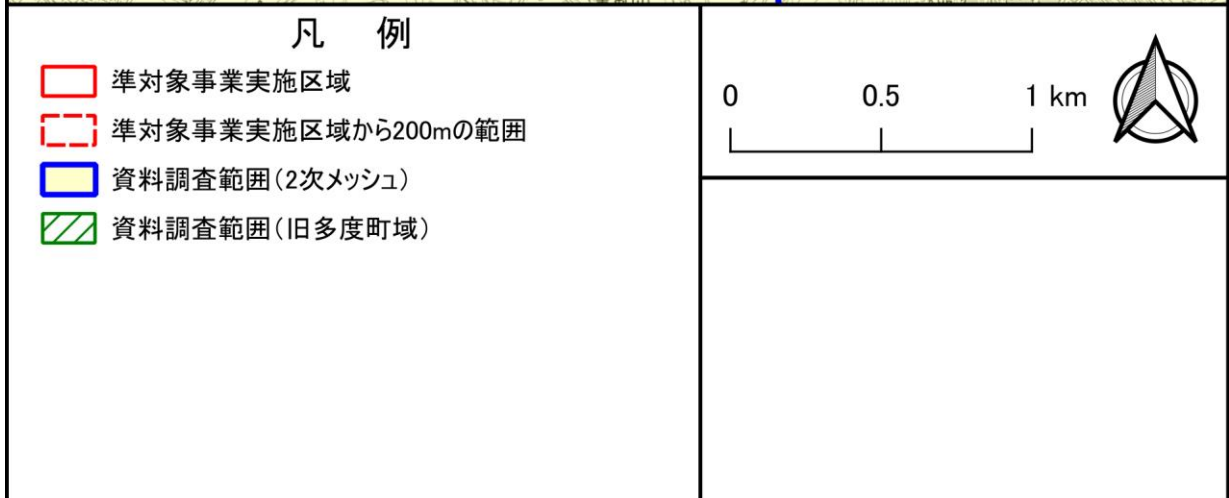
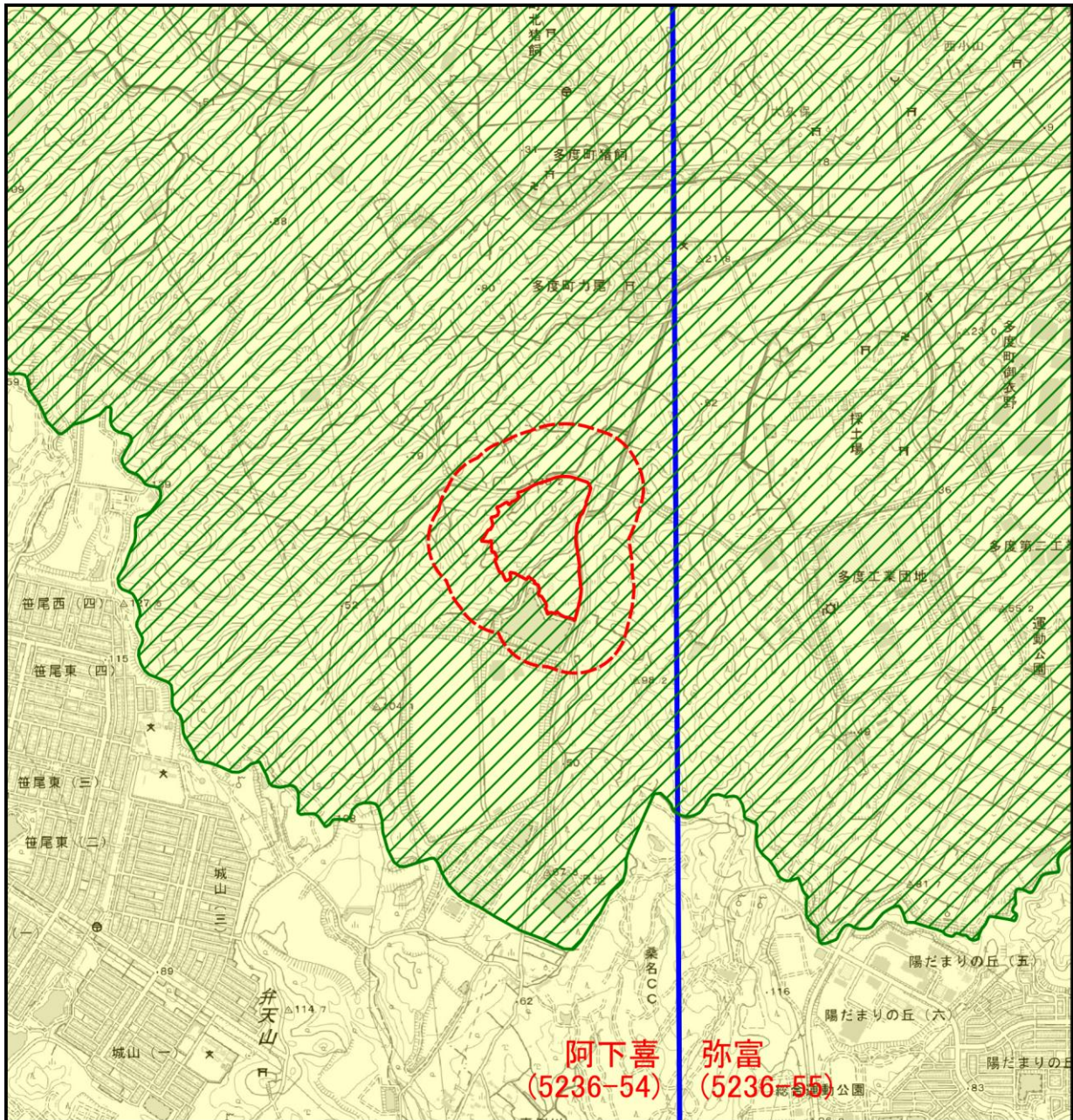


図 3.1.6-1 文献その他の資料調査の範囲

① 哺乳類

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、平成 27 年）によると、三重県内で記録されている哺乳類は 42 種とされている。

既存文献で確認記録のある種のうち重要な種は表 3.1.6-3 に示すとおりであり、ヤマコウモリ、ヒナコウモリなど計 4 種が挙げられる。

表 3.1.6-3 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
1	コウモリ	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ			VU			DD	⑥*
2			ヒナコウモリ					DD	⑥*	
3			コテングコウモリ					DD	⑥*	
4	ネズミ	リス	ニホンリス						NT	③④⑥⑦⑨
計	2 目	2 科	4 種	0 種	0 種	1 種	0 種	0 種	4 種	

注 1：種名および配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）に準拠した。

注 2：文献⑥のうち、※が付いているものについてはカテゴリーが DD（情報不足）、または保護上の配慮から、分布情報が公開されていないことを示す。

注 3：選定基準は表 3.1.6-2 に対応する。

注 4：文献番号は表 3.1.6-1 に対応する。

② 鳥 類

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、平成 27 年）によると、三重県内で記録されている鳥類は 301 種とされている。

既存文献で確認記録のある種のうち重要な鳥類は表 3.1.6-4 に示すとおりであり、ウズラ、ヤマドリなど計 55 種が挙げられる。

表 3.1.6-4(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献		
				I	II	III	IV	V	VI			
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	1(冬)		DD	⑥*		
2			ヤマドリ						NT	⑥⑦		
3	カモ	カモ	オシドリ			DD			繁 EN 冬 NT	⑦⑩		
4	ペリカン	サギ	ササゴイ				3(繁)		VU	⑥		
5			チュウサギ			NT	1(夏)		VU	①⑥⑦⑩		
6	ツル	クイナ	クイナ				3(冬)		NT	⑥⑦		
7			ヒクイナ			NT	3(繫)		VU	⑦		
8	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	2(繫)		DD	⑥*⑦		
9	チドリ	チドリ	タゲリ				3(冬)		NT	⑥⑦		
10			ケリ			DD					①⑦⑧⑨	
11			ムナグロ					3(通)			⑦	
12			イカルチドリ							VU	⑥⑦	
13			コチドリ					3(繫)		NT	①⑥⑦⑩	
14			シロチドリ			VU	3(繫冬)	指定	繁 EN 冬 NT		①⑥	
15			ヤマシギ					3(冬)			⑦	
16			オオジシギ			NT	3(通)			DD	⑥*	
17			タシギ					3(冬)			⑦	
18			アカアシシギ			VU	2(通)			VU	⑥	
19			クサシギ					2(冬)			⑩	
20			オジロトウネン					3(通)		DD	⑥*	
21			カモメ	ズグロカモメ			VU	3(冬)			CR	⑥
22			コアシサシ				VU	2(繫)			CR	⑦
23	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	3(繫冬)		繁 NT 冬 VU	⑩		
24		タカ	ハチクマ			NT			EN	⑥⑦⑧⑨⑩		
25		チュウヒ		国内	EN	2(冬)			繁 CR 冬 VU	⑥⑦		
26		ハイイロチュウヒ					2(冬)		VU	⑥⑦⑩		
27		ハイタカ			NT				NT	⑦⑨⑩		
28		オオタカ			NT				VU	⑥⑦⑨⑩		
29		サシバ			VU	3(繫)	指定		EN	⑥⑦⑧⑩		
30		フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				2(繫)		DD	⑥*	
31	コノハズク						2(繫)		VU	⑥		
32	フクロウ									NT	⑦⑩	
33	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ						NT	⑦⑩		
34		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	2(夏)		DD	⑥*⑩		
35	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU			繁 CR 冬 EN	⑥		
36	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	EN	2(繫)		CR	⑥*		
37		サンショウクイ	サンショウクイ			VU	3(繫)		VU	⑥⑩		
38		カササギヒタキ	サンコウチョウ						NT	⑦⑩		
39		キクイタダキ	キクイタダキ				3(冬)		VU	⑦		
40		ムシクイ	メボソムシクイ				3(繫)			⑩		



表 3.1.6-4(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献	
				I	II	III	IV	V	VI		
41	(スズメ)	(ムシクイ)	センダイムシクイ				3(繁)		NT	⑥⑩	
42		ヨシキリ	オオヨシキリ				3(繁)			①⑦	
43		セッカ	セッカ				3(繁冬)			①⑦	
44		ヒタキ	クロツグミ						NT	⑦	
45			コルリ				3(夏)		VU	⑥⑩	
46			ルリビタキ				3(冬)			⑦	
47			コサメビタキ				3(繁)		DD	⑥*	
48			キビタキ				3(繁)		NT	⑥⑦⑩	
49			オオルリ				3(繁)			⑦⑩	
50			アトリ	ベニマシコ				3(冬)			⑦⑧
51				ウソ				3(冬)			⑦⑧
52		シメ					3(冬)			⑦	
53		コイカル					3(冬)			⑦	
54		ホオジロ	ミヤマホオジロ				3(冬)			⑦⑩	
55			ノジコ			NT	3(繁)			⑦⑧⑨	
計	11 目	24 科	55 種	0 種	3 種	22 種	43 種	2 種	39 種		

注1：種名および配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。

注2：文献⑥のうち、※が付いているものについてはカテゴリーがDD（情報不足）、または保護上の配慮から、分布情報が公開されていないことを示す。

注3：選定基準は表 3.1.6-2 に対応する。

注4：文献番号は表 3.1.6-1 に対応する。



### ③ 爬虫類

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、平成 27 年）によると、三重県内で記録されている爬虫類は 16 種とされている。

既存文献で確認記録のある種のうち重要な爬虫類は表 3.1.6-5 に示すとおりであり、ニホンイシガメ、ニホンスッポンの 2 種が挙げられる。

表 3.1.6-5 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
1	カメ	ヌマガメ	ニホンイシガメ			NT				⑦⑧⑨⑩
2		スッポン	ニホンスッポン			DD			DD	⑥*
計	1 目	2 科	2 種	0 種	0 種	2 種	0 種	0 種	1 種	

注 1：種名および配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）に準拠した。

注 2：文献⑥のうち、※が付いているものについてはカテゴリーが DD（情報不足）、または保護上の配慮から、分布情報が公開されていないことを示す。

注 3：選定基準は表 3.1.6-2 に対応する。

注 4：文献番号は表 3.1.6-1 に対応する。

### ④ 両生類

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、平成 27 年）によると、三重県内で記録されている両生類は 22 種とされている。

既存文献で確認記録のある種のうち重要な両生類は表 3.1.6-6 に示すとおりであり、マホロバサンショウウオ、ヤマトサンショウウオなど計 6 種が挙げられる。

表 3.1.6-6 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
1	有尾	サンショウウオ	マホロバサンショウウオ		特二	VU				⑦
2			ヤマトサンショウウオ		特二	VU			VU* <sup>1</sup>	⑥⑦
3			イモリ	アカハライモリ			NT			
4	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル						NT	⑥⑦⑧
5			アカガエル	トノサマガエル			NT			⑦⑧⑨
6			ナゴヤダルマガエル			EN			VU* <sup>2</sup>	⑥⑦⑧
計	2 目	4 科	6 種	0 種	2 種	5 種	0 種	0 種	4 種	

※1：カスミサンショウウオで掲載、※2：ダルマガエルで掲載

注 1：種名および配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）に準拠した。

注 2：選定基準は表 3.1.6-2 に対応する。

注 3：文献番号は表 3.1.6-1 に対応する。

⑤ 昆虫類

「三重県レッドデータブック 2015」(三重県、平成 27 年)によると、三重県内で記録されている昆虫類は、記録数としては膨大であり、現状では正確な種数が把握されていない。

既存文献で確認記録のある種のうち重要な昆虫類は表 3. 1. 6-7 に示すとおりであり、キマダラカゲロウ、ムカシトンボなど計 136 種が挙げられる。

表 3. 1. 6-7(1) 文献その他の資料による動物の重要な種 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
1	カゲロウ	マダラカゲロウ	キマダラカゲロウ						DD	⑥*
2	トンボ	ムカシトンボ	ムカシトンボ						NT	①⑥⑦
3		ヤンマ	アオヤンマ			NT			EN	⑥
4			ルリボシヤンマ						EN	⑦
5		サナエトンボ	キイロサナエ			NT			VU	⑥⑪
6			ヒメクロサナエ						NT	⑥
7			ナゴヤサナエ			VU			VU	⑥
8			オグマサナエ			NT			VU	⑥⑦
9		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ						NT	①⑥⑦⑧⑩
10		エゾトンボ	キイロヤマトンボ			NT			VU	⑥
11			ハネビロエゾトンボ			VU			CR	⑥⑩
12		トンボ	エゾアカネ			EN				⑦
13			アキアカネ						NT	⑦⑧⑨⑩
14			ナニワトンボ			VU			CR	⑦
15			マダラナニワトンボ			EN			CR	⑦
16			ミヤマアカネ						NT	④⑦⑧⑪
17			タイリクアカネ						EN	⑦
18		ハサミムシ	クロハサミムシ	クロハサミムシ					DD	⑥*
19	カメムシ	ハネナガウンカ	マエグロハネナガウンカ						DD	⑥*
20		グンバイウンカ	ハウチワウンカ			VU			DD	⑥*
21		セミ	チッチゼミ						NT	⑦
22		アメンボ	オオアメンボ						NT	⑥⑦
23			ウミアメンボ						DD	⑥*
24			ババアメンボ			NT			DD	⑥*
25		カタビロアメンボ	オヨギカタビロアメンボ			NT			DD	⑥*
26		コオイムシ	コオイムシ			NT			NT	⑥⑨
27		タイコウチ	ヒメタイコウチ	市天				指定	CR	⑥⑦⑩
28		コバンムシ	コバンムシ		特二	EN			CR	⑥
29	へびトンボ	センブリ	ヤマトセンブリ			DD		DD	⑥*	
30	トビケラ	アシエダトビケラ	クチキトビケラ			NT		DD	⑥*	
31		カクツツトビケラ	ツノカクツツトビケラ					DD	⑥*	
32		ホソバトビケラ	イトウホソバトビケラ					DD	⑥*	
33	チョウ	セセリチョウ	キバネセセリ					DD	⑥*	
34		シジミチョウ	オオミドリシジミ					VU	⑥⑦	
35		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU		EN	⑧	
36		アゲハチョウ	ギフチョウ			VU		指定	EN	⑥⑦

表 3.1.6-7(2) 文献その他の資料による動物の重要な種 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献	
				I	II	III	IV	V	VI		
37	(チョウ)	シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN			CR	⑥	
38		ツトガ	ウスマダラミズメイガ						DD	⑥*	
39			エンスイミズメイガ						DD	⑥*	
40		シヤクガ	オオツバメエダシヤク						DD	⑥*	
41			キイロトゲエダシヤク						DD	⑥*	
42		ツバメガ	ヤクシマギンツバメ						DD	⑥*	
43		スズメガ	イブキスズメ						DD	⑥*	
44		シヤチホコガ	トリゲキシヤチホコ						DD	⑥*	
45		ヒトリガ	シロホソバ			NT				⑨	
46		ヤガ	キュウシュウスジヨトウ			VU			DD	⑥*	
47			シーモンアツバ						DD	⑥*	
48		コブガ	クロモンオビリング						DD	⑥*	
49		ハエ	アミカ	アシボソヒメフタマタアミカ						DD	⑥*
50			ハルカ	ハマダラハルカ			DD			DD	⑥*
51	カ		トワダオオカ						DD	⑥*	
52	クサアブ		ネグロクサアブ			DD			DD	⑥*	
53	ツリアブモドキ		アカツリアブモドキ						DD	⑥*	
54	ミズアブ		コガタミズアブ						NT	⑨	
55			ミドロミズアブ						DD	⑥*	
56			ヒラヤマミズアブ						DD	⑥*	
57			アシグルルリミズアブ						DD	⑥*	
58	キアブ		ケジロキアブ						DD	⑥*	
59	ムシヒキアブ		アメイロホソムシヒキ						DD	⑥*	
60			アシナガムシヒキ						DD	⑥*	
61	ハナアブ		クロオビハラブトハナアブ						DD	⑥*	
62			コブアリノスアブ						DD	⑥*	
63			ハチモドキハナアブ						DD	⑥*	
64			ルリハナアブ						NT	⑩	
65			コマバムツホシヒラタアブ						DD	⑥*	
66	ミギワバエ		ラカンミギワバエ						DD	⑥*	
67	デガシラバエ		オオハチモドキバエ						DD	⑥*	
68	ニクバエ		ハマベニクバエ						DD	⑥*	
69	コウチュウ	オサムシ	セアカオサムシ			NT			EN	⑥	
70			クビナガキベリアオゴミムシ			DD			DD	⑥*	
71			スナハラゴミムシ			VU			DD	⑥*	
72			チャマルチビヒョウタンゴミムシ						DD	⑥*	
73			タナカツヤハネゴミムシ			DD			DD	⑥*	
74			スズカオオズナガゴミムシ						NT	⑥	
75			ヒョウタンゴミムシ						NT	⑦	
76		ハンミョウ	ホソハンミョウ			VU			EN	⑦	
77		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ		特二	VU			CR	⑥	
78			シマゲンゴロウ			NT			NT	⑥	
79			コマルケシゲンゴロウ			NT				⑨	
80	ケシゲンゴロウ				NT			EN	⑧		

表 3.1.6-7(3) 文献その他の資料による動物の重要な種 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
81	(コウチュウ)	(ゲンゴロウ)	ゴマダラチビゲンゴロウ						VU	⑦
82			キベリマメゲンゴロウ			NT			NT	⑥
83		ミズスマシ	オオミズスマシ			NT			EN	⑥⑦⑧
84			ヒメミズスマシ			EN			EN	⑦
85			ミズスマシ			VU			EN	⑥⑦⑧
86		ガムシ	オオトゲバゴマフガムシ						DD	⑥*
87			スジヒラタガムシ			NT			DD	⑥*
88			コガムシ			DD			NT	⑥⑦
89			ガムシ			NT			NT	⑦
90			シジミガムシ			EN				⑧⑨
91		コガネムシ	オオサカスジコガネ						DD	⑥*
92			ミヤマダイコクコガネ						VU	⑦
93			マルエンマコガネ						CR	⑦
94			マツシタチャイロコガネ						DD	⑥*
95		ヒメドロムシ	ケスジドロムシ			VU			DD	⑥*
96		コメツキムシ	ホソヒメクロコメツキ						DD	⑥*
97		ジョウカイボン	アキタクビボソジョウカイ						DD	⑥*
98			ヒラクラクビボソジョウカイ						DD	⑥*
99			キタヤマクビボソジョウカイ						DD	⑥*
100			ノノボリクビボソジョウカイ						DD	⑥*
101			オワセクビボソジョウカイ						DD	⑥*
102			カタキンイロジョウカイ						CR	⑩
103			アキタキヒロシリプトジョウカイ						DD	⑥*
104		テントウムシ	ジュウクホシテントウ						NT	⑥
105		ムキヒゲホソカタムシ	イノウエホソカタムシ						DD	⑥*
106		ゴミムシダマシ	ヤマトオサムシダマシ			NT			DD	⑥*
107			コモンキノコゴミムシダマシ						DD	⑥*
108		カミキリムシ	ヨツボシロオビゴマフカミキリ						DD	⑥*
109			ヒゲジロホソコバネカミキリ						DD	⑥*
110			オオホソコバネカミキリ						DD	⑥*
111	ハムシ	オオサルハムシ						DD	⑥*	
112		イネネクイハムシ						CR	⑥	
113	ヒゲナガゾウムシ	ホシモンマダラヒゲナガゾウムシ						DD	⑥*	
114		オオマダラヒゲナガゾウムシ						DD	⑥*	
115	ミツギリゾウムシ	アカツツホソミツギリゾウムシ						DD	⑥*	
116		クロツツホソミツギリゾウムシ						DD	⑥*	
117		ヒメマルミツギリゾウムシ						DD	⑥*	
118	ゾウムシ	ツルギトゲカタヒロサルゾウムシ						DD	⑥*	
119		カギアシゾウムシ						DD	⑥*	
120		カワセタマノミゾウムシ						DD	⑥*	
121		ミヤマカレキゾウムシ						DD	⑥*	
122	イネゾウムシ	クロイネゾウモドキ						DD	⑥*	
123		オオクニイネゾウモドキ						DD	⑥*	
124	ハチ	コンボウハバチ	ホシアシプトハバチ			DD		NT	⑥	

表 3.1.6-7(4) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
125	(ハチ)	セイボウ	オオセイボウ本土亜種						DD	⑥*
126		アリ	ケブカツヤオアリ			DD			DD	⑥*
127			ヤマトムカシアリ					DD	⑥*	
128			モリシタカギバラアリ					DD	⑥*	
129			ベッコウバチ	フタモンベッコウ			NT		DD	⑥*
130		スズメバチ	ヤマトアシナガバチ			DD			⑦	
131			モンズズメバチ			DD		NT	⑥	
132		ドロバチモドキ	ヤマトスナハキバチ			DD		DD	⑥*	
133			キアシハナダカバチモドキ			VU		DD	⑥*	
134		アナバチ	フクイアナバチ			NT		DD	⑥*	
135		ミツバチ	クロマルハナバチ			NT		NT	⑧	
136		ハキリバチ	クズハキリバチ			DD		DD	⑥*	
計		10 目	72 科	136 種	0 種	2 種	52 種	0 種	2 種	131 種

注1：種名および配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。

注2：文献⑥のうち、※が付いているものについてはカテゴリーがDD（情報不足）、または保護上の配慮から、分布情報が公開されていないことを示す。

注3：選定基準は表3.1.6-2に対応する。

注4：文献番号は表3.1.6-1に対応する。

⑥ クモ類

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、平成 27 年）によると、三重県内で記録されているクモ類は 534 種とされている。

既存文献で確認記録のある種のうち重要なクモ類は表 3.1.6-8 に示すとおりであり、カネコトタテグモ、キノボリトタテグモなど計 12 種が挙げられる。

表 3.1.6-8 文献その他の資料による動物の重要な種（クモ類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
1	クモ	カネコトタテグモ	カネコトタテグモ			NT			VU	⑥
2		トタテグモ	キノボリトタテグモ			NT			NT	⑥⑦⑨⑩
3		ヒメグモ	ホシヒメグモモドキ						DD	⑥*
4		コガネグモ	キジロオヒキグモ						DD	⑥*
5			ニシキオニグモ						DD	⑥*
6			オニグモ						NT	⑥
7			コガネグモ						NT	⑥⑦⑨⑩
8		コモリグモ	カワベコモリグモ						DD	⑥*
9			イサゴコモリグモ						NT	⑥
10		イツツグモ	ナガイツツグモ						DD	⑥*
11		ネコグモ	オビジガバチグモ						DD	⑥*
12		ハウシグモ	ドウシグモ			DD			VU	⑥
計	1 目	8 科	12 種	0 種	0 種	3 種	0 種	0 種	12 種	

注 1：種名および配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）に準拠した。

注 2：文献⑥のうち、※が付いているものについてはカテゴリーが DD（情報不足）、または保護上の配慮から、分布情報が公開されていないことを示す。

注 3：選定基準は表 3.1.6-2 に対応する。

注 4：文献番号は表 3.1.6-1 に対応する。

⑦ 陸産貝類

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、平成 27 年）によると、三重県内で記録されている陸産貝類は 144 種とされている。

既存文献で確認記録のある種のうち重要な陸産貝類は表 3.1.6-9 に示すとおりであり、トウカイヤマトガイ、キュウシュウゴマガイなど計 14 種が挙げられる。

表 3.1.6-9 文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
1	中腹足	ヤマタニシ	トウカイヤマトガイ			VU			DD	⑥*
2		ゴマガイ	キュウシュウゴマガイ						DD	⑥*
3	盤足	ミズツボ	ホラアナミジンナ			VU			DD	⑥*
4	柄眼	マキヅメガイ	ヒラドマルナタネ						DD	⑥*
5		キセルガイ	ゼイギセル						DD	⑥*
6		ベッコウマイマイ	ヒラベッコウ類						DD	⑥*
7			ハクサンベッコウ			DD			DD	⑥*
8			キヌツヤベッコウ			DD			DD	⑥*
9			ミノベッコウ						DD	⑥*
10			ハクサンベッコウ属の一種（菅島産）						DD	⑥*
11			ヒメハリマキビ			NT				
12		ナンバンマイマイ	ヒメヒロウドマイマイ			VU			NT	⑩
13			カナマルマイマイ			CR+EN		指定	EN	⑥
14	オナジマイマイ		ヒルゲンドルフマイマイ			NT			NT	⑥⑨
計	3 目	8 科	14 種	0 種	0 種	8 種	0 種	1 種	13 種	

注 1：種名および配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）に準拠した。

注 2：文献⑥のうち、※が付いているものについてはカテゴリーが DD（情報不足）、または保護上の配慮から、分布情報が公開されていないことを示す。

注 3：選定基準は表 3.1.6-2 に対応する。

注 4：文献番号は表 3.1.6-1 に対応する。



#### ⑧ 陸生動物の重要な生息地

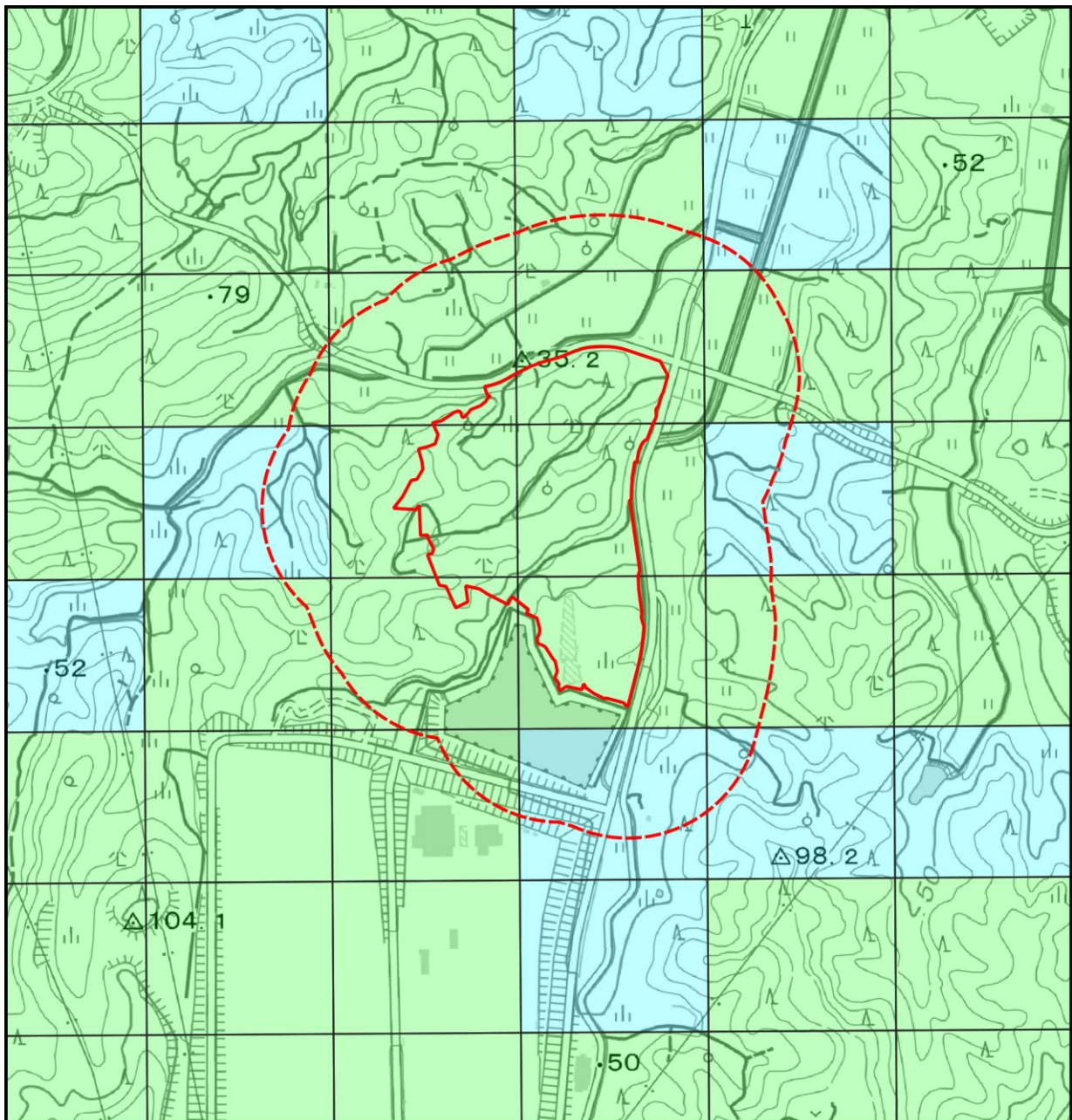
桑名市では、ヒメタイコウチが昭和 60 年に桑名市指定天然記念物に指定されており、開発などに際して配慮を期すとともに適切な保護管理が実施されるよう、その方策などを取りまとめた「桑名市指定天然記念物 ヒメタイコウチ保護管理計画」が平成 22 年に作成されている。同計画では、本種の確認地点や地質等に基づき「ヒメタイコウチの生息情報に基づくゾーニング」が作成されており、準対象事業実施区域は「タイプⅠ（平成 19～21 年度にかけて実施した生息分布調査や、その他の環境調査によって確認された生息地）」及び「タイプⅡ（生息の情報は無いが、地質、土地利用の状況などから判断し、生息する可能性があると考えられる地域）」のいずれかに属する。

また、本種は平成 29 年に三重県自然環境保全条例に基づく三重県指定希少野生動植物種に指定されており、「三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出マニュアル」（三重県農林水産部、令和 3 年）においてヒメタイコウチ生息ゾーニングマップが示されている。

準対象事業実施区域とヒメタイコウチのゾーニングマップを重ね合わせた結果は図 3.1.6-2 に示すとおりであり、準対象事業実施区域の全域が、桑名市のゾーニングでは「タイプⅡ」に、三重県のゾーニングではヒメタイコウチの生息が予想される地域に該当する。

また、ヒメタイコウチと同様に、希少猛禽類であるサシバも三重県指定希少野生動植物種に指定されており、サシバ生息ゾーニングマップが示されている。

準対象事業実施区域とサシバのゾーニングマップを重ね合わせた結果は図 3.1.6-3 に示すとおりであり、準対象事業実施区域の一部がサシバの生息が予想される地域に該当する。



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 準対象事業実施区域から200mの範囲

ヒメタイコウチの生息情報に基づくゾーニング

- タイプⅠ
- タイプⅡ

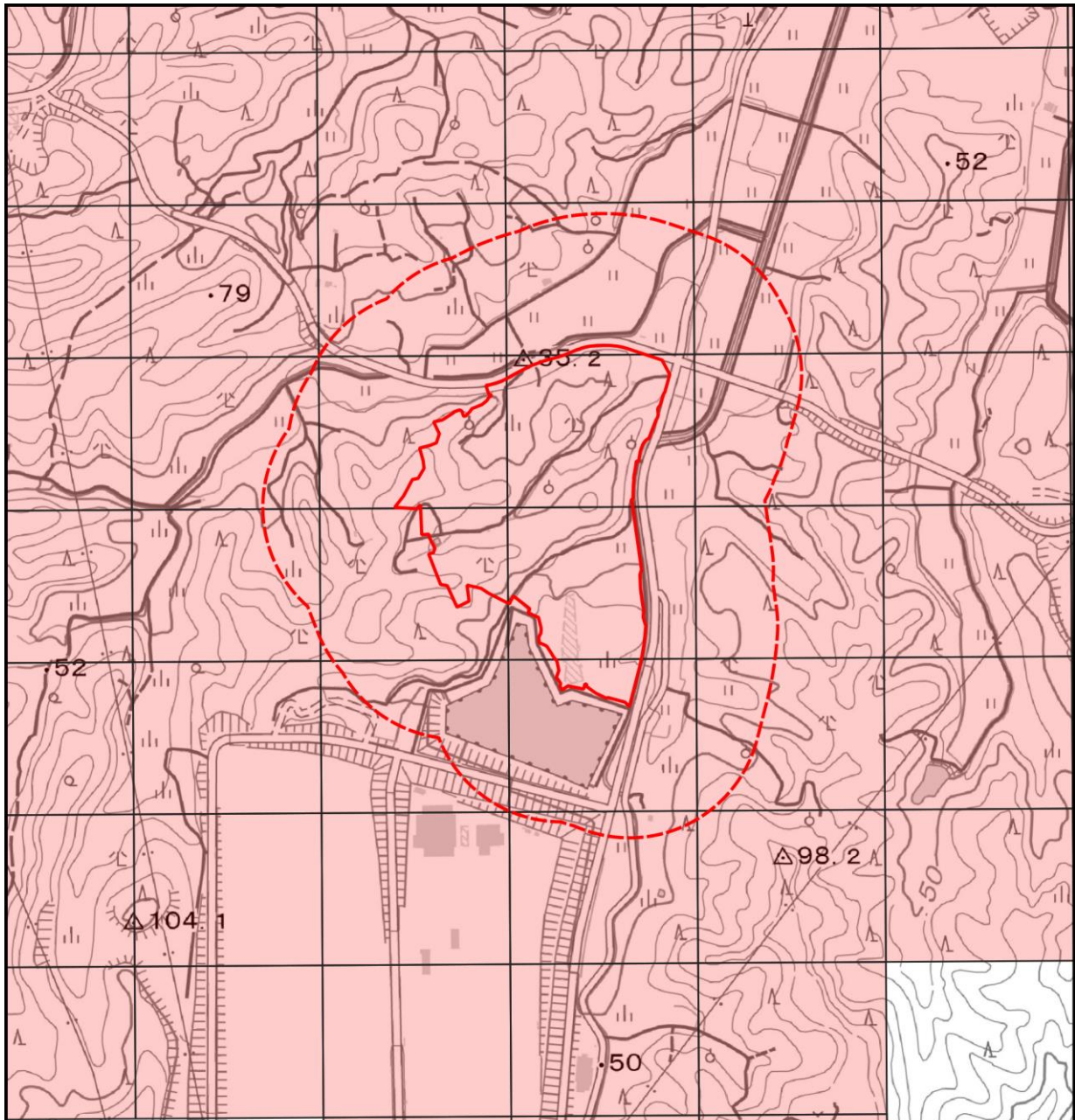
0                      200                      400 m



出典：「桑名市指定天然記念物ヒメタイコウチ  
保存管理計画」（桑名市教育委員会、平  
成22年3月）

図 3.1.6-2(1) ヒメタイコウチの生息情報に基づくゾーニング





凡 例

- 準対象事業実施区域
- 準対象事業実施区域から200mの範囲
- ヒメタイコウチの生息が予測される地域

0                  200                  400 m



出典：「三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出マニュアル」（三重県農林水産部、令和3年）

図 3.1.6-2(2) ヒメタイコウチの生息が予想される地域

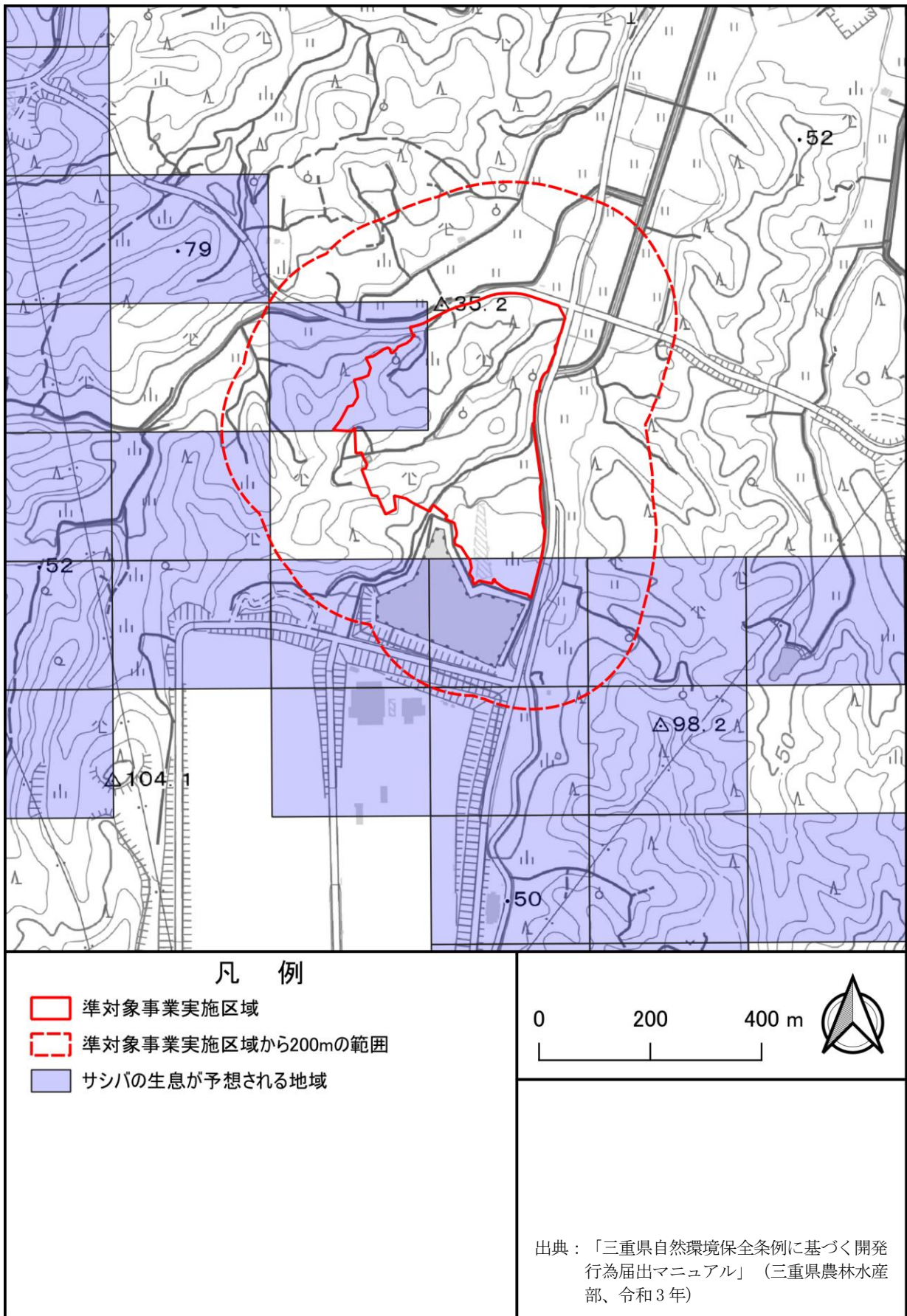


図 3. 1. 6-3 サシバの生息が予想される地域

(2) 陸生植物の生育、植生の状況

陸生植物の生育、植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し準対象事業実施区域及びその周辺を対象に文献その他の資料により整理した。

調査の範囲は原則として準対象事業実施区域及びその周囲 200mが含まれる 2 次メッシュである「阿下喜 (523654)」及び「弥富 (523655)」を対象とした。

参照した文献その他の資料は表 3. 1. 6-10 に、調査範囲は前掲の図 3. 1. 6-1 に示すとおりである。

また、重要な種及び重要な群落については表 3. 1. 6-11 に示す選定基準に基づいて抽出を行った。

表 3. 1. 6-10 文献その他の資料の一覧（陸生植物）

文献番号	文献名	分類群		抽出対象
		維管束植物	蘚苔類	
①	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(三重県、平成 27 年)	○	○	2 次メッシュ「阿下喜 (523654)」及び「弥富 (523655)」で確認された種を対象とした。(図 3. 1. 6-1 参照)。
②	「多度町史 自然」(多度町、平成 7 年)	○	○	文献中に記載されているすべての種を対象とした。
③	「(仮称) 多度カントリークラブ造成計画に係る環境影響評価書」(株式会社多度カントリー、平成 4 年)	○	○	文献中に記載されているすべての種を対象とした
④	「三重県 RDF 発電事業に係る環境影響評価書」(三重県企業庁、平成 11 年)	○		文献中に記載されているすべての種を対象とした
⑤	「桑名市多度力尾土地区画整理事業(工業地の造成)に係る環境影響評価書」(桑名市多度力尾土地区画整理組合設立準備委員会、平成 21 年)	○	○	文献中に記載されているすべての種を対象とした。



表 3.1.6-11 陸生植物の重要な種、重要な群落の選定基準

選定基準		対象
I	文化財保護法等 特天：国指定特別天然記念物 県天：三重県指定天然記念物 国天：国指定天然記念物 市天：桑名市指定天然記念物	◎
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動物等 国内：国内希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	○
III	「環境省レッドリスト2020」(環境省、令和2年)の掲載種 EX：絶滅 VU：絶滅危惧II類 EW：野生絶滅 NT：準絶滅危惧 CR+EN：絶滅危惧I類 DD：情報不足 CR：絶滅危惧IA類 LP：絶滅のおそれのある地域 EN：絶滅危惧IB類 個体群	○
IV	「改訂・近畿地方の保護上重要な植物-レッドデータブック近畿2001-」(レッドデータブック近畿研究会、平成13年)の掲載種 絶滅：絶滅種 B：絶滅危惧種B A：絶滅危惧種A C：絶滅危惧種C 準：準絶滅危惧種	○
V	「三重県自然環境保全条例」(昭和48年条例第41号)に基づく三重県希少野生動植物種 指定：三重県指定希少野生動植物種	○
VI	「三重県レッドデータブック2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(三重県、平成27年)の掲載種 EX：絶滅 VU：絶滅危惧II類 EW：野生絶滅 NT：準絶滅危惧 CR：絶滅危惧IA類 DD：情報不足 EN：絶滅危惧IB類 HS：希少野生動植物主要生息生育地	◎
VII	「第5回 自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)に掲載されている特定植物群落 A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落	△
VIII	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J、WWF Japan、平成8年)に掲載の植物群落 4：緊急に対策必要 2：破壊の危惧 3：対策必要 1：要注意	△
IX	「三重県自然環境保全条例」(昭和48年条例第41号)に基づく三重県自然環境保全地域 1：自然環境保全地域 2：特別地区 3：野生動植物保護地区	△

注1：表中の対象欄の「◎」は重要な種及び重要な群落を、「○」は重要な種を、「△」は重要な群落を示す。  
 注2：表中の文化財保護法等は「文化財保護法」(昭和25年法律第214号、最終改正：平成26年法律第69号)に基づく天然記念物、三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)に基づく指定天然記念物、桑名市文化財保護条例(平成16年津市条例第187号)に基づく指定天然記念物を示す。



① 維管束植物

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、平成 27 年）によると、三重県内に生育する維管束植物（種子植物及びシダ植物）はおよそ 3,000 種（うち、シダ植物 300 種以上）を超えるると推測されている。

既存文献で確認記録のある種のうち重要な維管束植物は表 3.1.6-12 に示すとおりであり、イヌヤチスギラン、ヤチスギランなど計 278 種が挙げられる。

表 3.1.6-12(1) 文献その他の資料による植物の重要な種（維管束植物）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
1	ヒカゲノカズラ	ヒカゲノカズラ	イヌヤチスギラン			CR	A			②
2			ヤチスギラン				A		EN	①②
3			ヒモヅル			VU	A	指定	CR	①*
4			ナンカクラン				B		VU	①*
5	イワヒバ	イワヒバ	イヌカタヒバ			VU				②
6	ミズニラ	ミズニラ	ミズニラ			NT	C		VU	①*
7	ハナヤスリ	ハナヤスリ	コハナヤスリ				C			②
8	マツバラシ	マツバラシ	マツバラシ			NT	準		VU	②
9	コケシノブ	コケシノブ	コケシノブ				準		VU	①②
10	サンショウモ	デンジソウ	デンジソウ			VU	B		EN	①②
11		サンショウモ	アカウキクサ			EN	A		EX	②
12			サンショウモ			VU	C		VU	②
13	ヘゴ	ヘゴ	クサマルハチ				C		VU	①*
14			ヘゴ				B	指定	CR	①*
15	ウラボシ	ホングウシダ	ハマホラシノブ				C		VU	①*
16		コバノイシカグマ	ヒメムカゴシダ			EN	C	指定	CR	①*
17		イノモトソウ	ヒメミズワラビ				準			②⑤
18			ハチジョウシダ				C		EN	①*
19		シシガシラ	オオカグマ				B		CR	①*
20		メシダ	ミヤコイヌワラビ				C		NT	①②
21		オシダ	オトコシダ				C		VU	①*
22			ツクシイワヘゴ				A		EN	①
23			オシダ						NT	②
24			アツギノスカイタチシダマガイ				準		CR	①
25			ヒロハアツイタ			VU	C		VU	①*
26			アツイタ			VU	B		NT	①*
27		シノブ	キクシノブ			VU	C		VU	①*
28		ウラボシ	アオネカズラ				C		EN	①*
29			イワオモダカ				A		CR	①*②
30		ヒメウラボシ	キレハオオクボシダ		国内	EN	C		CR	①*
31	マツ	マツ	ハリモミ				B		VU	②
32	ヒノキ	ヒノキ	イブキ						CR	①*
33	スイレン	スイレン	オニバス			VU	C	指定	CR	①②
34	コショウ	ウマノスズクサ	スエヒロアオイ			CR			CR	①*
35			ジュロウカンアオイ		特一	CR	A		CR	①*

表 3.1.6-12(2) 文献その他の資料による植物の重要な種 (維管束植物)

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献				
				I	II	III	IV	V	VI					
36	モクレン	モクレン	シデコブシ			NT	A	指定	EN	①				
37	オモダカ	サトイモ	マイヅルテンナンショウ			VU		指定	CR	①*				
38			ユキモチソウ			VU	C		EN	①*				
39			ナンゴクウラシマソウ					準		DD	①*			
40			ヒメザゼンソウ					B		CR	①*			
41		チシマゼキショウ	イワショウブ					A		VU	①			
42		オモダカ	アギナシ				NT	A		NT	①			
43		トチカガミ	スブタ				VU	A		VU	②			
44			トチカガミ					NT	C		EN	②		
45			イバラモ						C		VU	②		
46			オオトリゲモ						A		EN	①④⑤		
47			コウガイモ						C		DD	①*		
48		ヒルムシロ	ササバモ							NT	①			
49		カワツルモ	カワツルモ				NT	A		VU	②			
50		タコノキ	ホンゴウソウ	ウエマツソウ				VU	A		CR	①*		
51	ビャクブ		ヒメナベワリ					C		DD	①*			
52	ユリ	シュロソウ	キイヒメシライトソウ							DD	①*			
53			チャボシライトソウ				VU	C		EN	①*			
54			ミカワバイケイソウ				VU			CR	①*			
55		ユリ	ササユリ							NT	①②③④⑤			
56		キイジョウロウホトトギス					VU	C		EN	①*			
57	クサスギカズラ	ラン	ヒナラン				EN	B		EN	①*②			
58			イワチドリ					EN	A		EN	①*		
59			シラン						NT	C		NT	①②	
60			ミヤマムギラン						NT			VU	①*	
61			キリシマエビネ						EN	C		CR	①*	
62			エビネ							NT		NT	①②	
63			ナツエビネ						VU	A		NT	①②	
64			ギンラン									VU	②	
65			キンラン						VU	C		VU	①*②⑤	
66			クゲヌマラン									DD	①*	
67			マヤラン						VU	B		EN	①*	
68			ナギラン						VU	B		EN	①*	
69			クマガイソウ						VU	C		VU	①*	
70			イチヨウラン							A		EN	①*	
71			セッコク							C		NT	①*②	
72			サワラン							A			②	
73			カキラン									NT	①②③	
74			カシノキラン							VU	B		EN	①*
75			モミラン							VU	C		CR	①*
76			アキザキヤツシロラン									VU	①*	
77	オニノヤガラ								準		EN	①*		
78	ハルザキヤツシロラン							VU			EN	①*		
79	クロヤツシロラン										NT	⑤		

表 3.1.6-12(3) 文献その他の資料による植物の重要な種 (維管束植物)

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献	
				I	II	III	IV	V	VI		
80	(クサスギカズラ)	(ラン)	ベニシュスラン				A		EN	①*	
81			ツユクサシュスラン						DD	①*	
82			ミズトンボ			VU	C		NT	①②	
83			ヒナチドリ			VU	A		CR	①*	
84			ヤクシマアカシュスラン			VU	B		EN	①*	
85			ハクウンラン				C		EN	①*	
86			ウスギムヨウラン				NT		EN	①*	
87			ギボウシラン			EN	A		CR	①*	
88			フガクスズムシソウ				VU	B	CR	①*	
89			ボウラン				NT	A	VU	①*	
90			フウラン				VU	A	VU	②	
91			ヒメフタバラン					C	EN	①*	
92			アオフタバラン					準	EN	①*	
93			サギソウ				NT	C	VU	②	
94			ガンゼキラン				VU	B	CR	①*	
95			ツレサギソウ					B	EN	①*	
96			ヤマサギソウ					A	EN	①*	
97			トンボソウ					準	NT	①②③	
98			トキソウ				NT	C	VU	①*	
99			ヤマトキソウ					C	VU	①*	
100			ウチョウラン				VU	C	VU	①*②	
101			クモラン						VU	①*②	
102			ヒトツボクロ					準	VU	①*	
103			ショウキラン					準	EN	①*	
104			アヤメ		ノハナショウブ				C	VU	①②
105			ススキノキ		ユウスゲ					EN	①
106					ノカンゾウ					NT	①②
107			ヒガンバナ		ニラ				A		②
108			クサスギカズラ		ミズギボウシ				C	NT	①②④⑤
109			ツユクサ	ミズアオイ	ミズアオイ			NT	A	CR	①②④
110			イネ	ガン	ナガエミクリ			NT	準	NT	①
111						コガン				C	NT
112				ホシクサ	ホシクサ				C		
113		クロホシクサ					VU	A	VU	①②	
114	カヤツリグサ	コウキヤガラ					B			④	
115				トダスゲ			CR	A	指定	CR	①*
116				ウマスゲ				B		EN	①②
117				ヤガミスゲ				C			②④
118				ミコシガヤ				C		EN	①②
119				マメスゲ				C		NT	①
120				シオクグ				C			②
121				ツクシナルコ				EN	B	指定	CR
122		オオシロガヤツリ						C		VU	①
123		シロガヤツリ						A		VU	①

表 3.1.6-12(4) 文献その他の資料による植物の重要な種 (維管束植物)

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献	
				I	II	III	IV	V	VI		
124	(イネ)	(カヤツリグサ)	カガシラ			VU	A		EN	①	
125			セイタカハリイ				C		EN	②	
126			ナガボテンツキ				A		EN	①	
127			アゼテンツキ				A		VU	①②	
128			トネテンツキ			VU	A		EN	①	
129			ネビキグサ				C		NT	①	
130			ミカツキグサ				C		VU	①②	
131			マツカサススキ				C		VU	①②④⑤	
132			ミカワシンジュガヤ			VU	B		VU	①	
133			イネ	ヒメコヌカグサ			NT	C			②④⑤
134				コウボウ				C		EN	②
135				ヌマカゼクサ				C		EN	①
136		イトスズメガヤ					A		DD	①*	
137		コゴメカゼクサ					A		DD	①*	
138		ナルコビエ							VU	①②④	
139		ウンヌケモドキ				NT	C		VU	①②	
140		タイワンカモノハシ					A		EN	①	
141		タチネズミガヤ							VU	①	
142		アイアシ					C		VU	①	
143		タキキビ						準		②	
144		ムカゴツヅリ					A		VU	①②	
145		ウキシバ					C		VU	①	
146		ワセオバナ							VU	①	
147		マツモ		マツモ	マツモ					NT	①②
148		キンポウゲ		メギ	ヘビノボラズ				C		NT
149			キンポウゲ	キケンショウマ						VU	②
150				カザグルマ			NT	C		EN	①②
151				トリガタハンショウヅル						NT	①②
152	コウヤシロカネソウ					EN	C		EN	①*	
153	セツブンソウ					NT	A		EN	①*	
154	バイカモ						A		EX	②	
155	シギンカラマツ							準	VU	①②	
156	カラマツソウ						B			②	
157	ユキノシタ			ボタン	ベニバナヤマシャクヤク			VU	A		CR
158		ユキノシタ	ナメラダイモンジソウ						EN	①*	
159			センダイソウ			NT	B		EN	①*	
160			タキミチャルメルソウ			NT			NT	②	
161		タコノアシ	タコノアシ			NT	C		VU	①②④⑤	
162		アリノトウグサ	ホザキノフサモ						VU	①	
163			タチモ			NT	C		VU	①	
164			フサモ				A		VU	①	
165	マメ	マメ	タヌキマメ				C			②④⑤	
166			ニワフジ						NT	①②	
167			マキエハギ				C		EN	①②	

表 3. 1. 6-12(5) 文献その他の資料による植物の重要な種 (維管束植物)

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
168			ツルフジバカマ				A		EN	①
169			ビワコエビラフジ						VU	①
170		ヒメハギ	ヒナノカンザシ				B		VU	①
171	バラ	グミ	アリマグミ						DD	①*
172			コウヤグミ				C		CR	②
173		イラクサ	トキホコリ			VU	A			②
174		バラ	カワラサイコ				A		VU	①②
175			マメナシ			EN	B	指定	EN	①②
176			ビロードイチゴ						VU	①
177	シモツケ						準	DD	①*②	
178	ブナ	ブナ	イヌブナ					NT	②	
179			シリブカガシ					VU	①②	
180		カバノキ	サクラバハシノキ			NT	C	NT	①②	
181	ウリ	ウリ	ゴキヅル					EN	①②	
182	ニシキギ	ニシキギ	シラヒゲソウ				C	EN	①*	
183	キントラノオ	ヤナギ	キヌヤナギ					VU	①②④⑤	
184	フウロソウ	フウロソウ	ミツバフウロ					VU	②	
185	フトモモ	ミソハギ	ヒメミソハギ				C	NT	①	
186			ミズマツバ			VU	C	NT	①⑤	
187	アブラナ	アブラナ	ヤマガラシ				B			④
188			カンラン			EN	A	CR	①*	
189			ミズタガラシ						NT	①②③
190			マルバタネツケバナ						EN	①
191	ナデシコ	タデ	ナガバノヤノネグサ					VU	①②	
192			ヤナギヌカボ			VU	C	EN	①	
193			ナガバノウナギツカミ			NT	C	VU	①②	
194			ヌカボタデ			VU	C	VU	①	
195		モウセンゴケ	ムジナモ			CR	絶滅	EX	②	
196			イシモチソウ			NT	C	VU	②	
197			モウセンゴケ					NT	①②	
198			コモウセンゴケ					準	VU	②③
199			トウカイコモウセンゴケ					C	NT	①⑤
200		ナデシコ	ヤマハコベ				C		②	
201	ヒユ	ヤナギイノコヅチ					NT	②③		
202		イソホウキギ				A	EN	②		
203	ツツジ	サクラソウ	カラタチバナ					NT	①④	
204			オオツルコウジ			EN		DD	①*	
205			クサレダマ				C	EN	①*②④	
206			クリンソウ				C	EN	①*	
207			イワザクラ			NT	C	VU	①*②	
208		ハイノキ	クロミノニシゴリ				A	NT	①②	
209		ツツジ	イワナシ					NT	①②	
210			マルバノイチヤクソウ				準	DD	①*	
211			ウンゼンツツジ					EN	①*	

表 3.1.6-12(6) 文献その他の資料による植物の重要な種 (維管束植物)

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
212	(ツツジ)	(ツツジ)	フジツツジ						DD	①*
213	リンドウ	アカネ	シロバナイナモリソウ						DD	①*
214		リンドウ	コケリンドウ				A		CR	①②
215			ハルリンドウ						NT	①②③⑤
216			イヌセンブリ			VU	C		VU	①⑤
217		マチン	ヒメナエ			VU	A		EN	①
218			アイナエ				C		VU	②
219		キョウチクトウ	コイケマ						EN	①②
220			タチカモメヅル				C		NT	①
221			ツルガシワ				C		VU	②
222			スズサイコ			NT	C		VU	①②
223			コバノカモメヅル				C		VU	①③⑤
224			ムラサキ	ムラサキ	ホタルカズラ					VU
225		シソ	モクセイ	ハシドイ						VU
226	イワタバコ		シシンラン			VU	C		CR	①*
227	オオバコ		マルバノサワトウガラシ			VU	C		VU	①
228			オオアブノメ			VU	A		EN	①
229			シソクサ				C			②⑤
230			トウオオバコ						DD	①*
231			クワガタソウ					準	VU	①②
232			イヌノフグリ			VU	準		NT	①
233			カワヂシャ			NT	準			②④⑤
234			ゴマノハグサ	ゴマノハグサ			VU	A		
235	シソ		オウギカズラ				準		NT	①
236			コムラサキ				C		VU	①②
237			マネキグサ			NT	準		VU	①②
238			ヒメハッカ			NT	A			②
239			ミゾコウジュ			NT	C		VU	①④
240			シソバタツナミ					準	VU	②③
241			ヤマタツナミソウ				A		VU	②
242	ハエドクソウ		スズメノハコベ			VU	A		VU	⑤
243	ハマウツボ		ゴマクサ			VU	A		EN	①
244			クチナシグサ						VU	②
245		コシオガマ						VU	②	
246		ヒキヨモギ				C		VU	①	
247	タヌキモ	イイタカムシトリスミレ				A	指定	CR	①*	
248		フサタヌキモ			EN	A		CR	①	
249		タヌキモ			NT	A			②	
250		ヒメミミカキグサ			EN	A		EX	②	
251		ムラサキミミカキグサ			NT	C		VU	①②	
252		クマツヅラ	クマツヅラ						VU	①②
253	キク	キキョウ	ソバナ					NT	②	
254			キキョウ			VU	C		NT	①②③⑤
255		ミツガシワ	ガガブタ			NT	A		VU	①②



表 3.1.6-12(7) 文献その他の資料による植物の重要な種 (維管束植物)

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
256	(キク)	キク	ノコギリソウ				A		EX	②
257			エンシュウハグマ				B		EN	①②
258			カワラハハコ				B		VU	②⑤
259			ヒメシオン				A		CR	①
260			ヤマジノギク						EN	②
261			サワシロギク				C		NT	①②③⑤
262			オケラ				C		VU	①②③⑤
263			ワタムキアザミ			VU	C		NT	①②
264			フジバカマ			NT	A		CR	①②
265			オグルマ				C		NT	①②
266			ホソバオグルマ			VU	B		EN	①
267			カセンソウ				A		EX	②
268			ノニガナ						VU	①
269			カワラニガナ			NT				②
270			オカオグルマ				C		NT	①②
271			サワオグルマ						EN	②
272			オナモミ			VU	絶滅		EX	②③
273			セリ	セリ	ミシマサイコ			VU	A	
274	ドクゼリ						C		CR	①②
275	ハナウド								VU	①
276	カノツメソウ						準			③
277	マツムシソウ	ガマズミ	カンボク					EN	③	
278		スイカズラ	コウグイスカグラ				準	DD	①※	
計	40 目	90 科	278 種	0 種	2 種	110 種	212 種	10 種	254 種	

注1: 種名および配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和2年)に準拠した。

注2: 文献①のうち、※が付いているものについてはカテゴリーがDD(情報不足)、または保護上の配慮から、分布情報が公開されていないことを示す。

注3: 選定基準は表 3.1.6-11 に対応する。

注4: 文献番号は表 3.1.6-10 に対応する。

② 蘚苔類

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、平成 27 年）によると、三重県内で記録されている蘚類は 537 種、苔類は 295 種とされている。

既存文献で確認記録のある種のうち重要な蘚苔類は表 3.1.6-13 に示すとおりであり、オオミズゴケ、チャボスギゴケなど計 11 種が挙げられる。

表 3.1.6-13 文献その他の資料による植物の重要な種（蘚苔類）

No.	分類	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
1	蘚類	ミズゴケ	オオミズゴケ			NT			VU	①②④⑤
2		スギゴケ	チャボスギゴケ						EN	①
3		ホウオウゴケ	ホソベリホウオウゴケ						EN	①②
4		カワゴケ	カワゴケ			VU				②
5		フジノマンネングサ	フジノマンネングサ						DD	①*
6		ヒラゴケ	モロハヒラゴケ						VU	①
7		ナガハシゴケ	シマフデノホゴケ			VU				②
8	苔類	ムチゴケ	マエバラムチゴケ						NT	②
9		クサリゴケ	カビゴケ			NT			NT	②
10		ウキゴケ	ウキゴケ						VU	①
11			イチョウウキゴケ			NT			NT	②⑤
計	2 分類	10 科	11 種	0 種	0 種	5 種	0 種	0 種	9 種	

注 1：種名および配列は、原則として「日本の野生植物 コケ」（平凡社、平成 13 年）に準拠した。

注 2：文献①のうち、※が付いているものについてはカテゴリーが DD（情報不足）、または保護上の配慮から、分布情報が公開されていないことを示す。

注 3：選定基準は表 3.1.6-11 に対応する。

注 4：文献番号は表 3.1.6-10 に対応する。

③ 陸生植物の重要な群落

準対象事業実施区域及びその周辺において表 3.1.6-11 の選定基準に該当する重要な植物群落は分布していない。

#### ④ 植生の概要

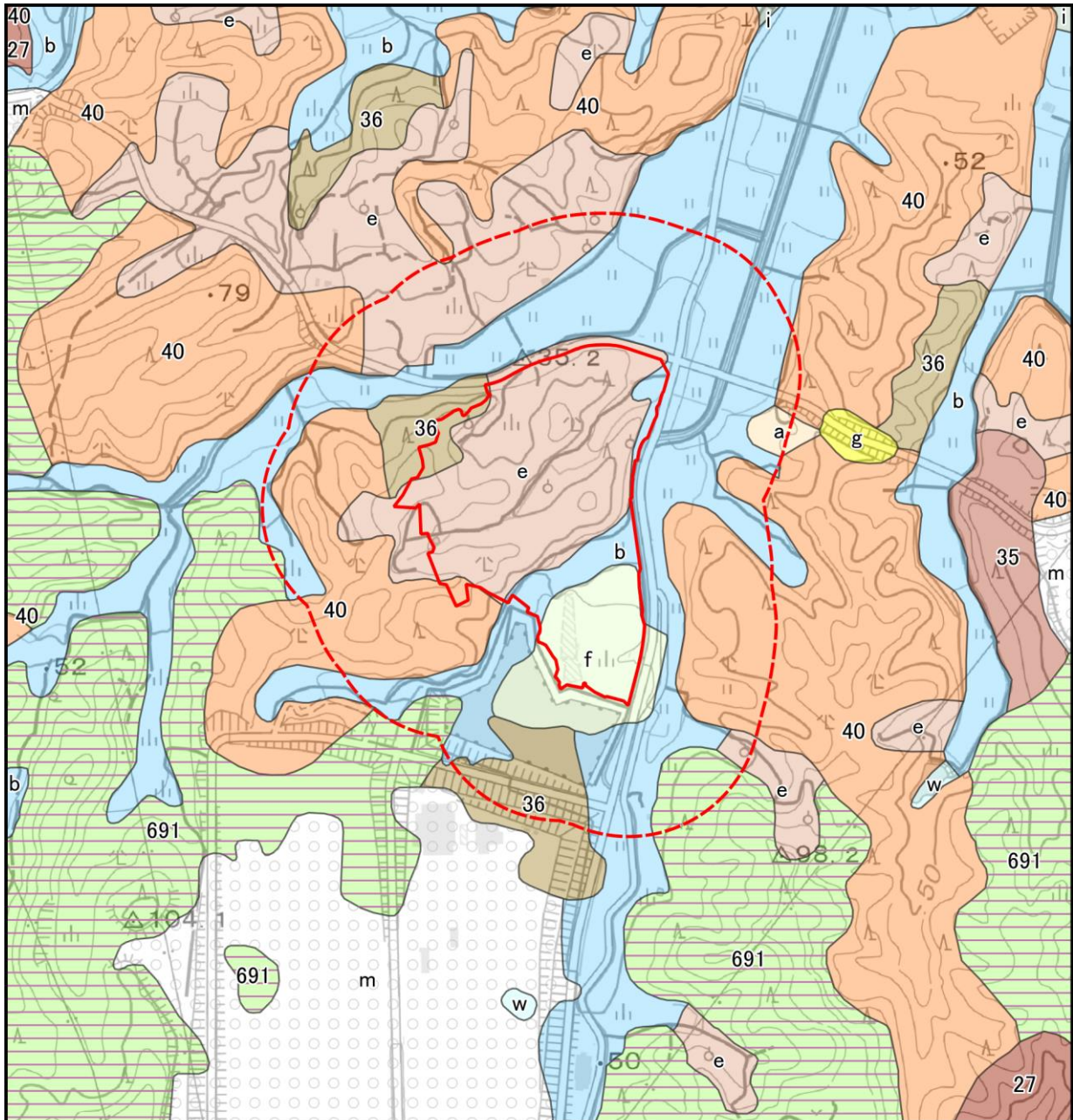
「第6-7回 自然環境保全基礎調査 植生調査 (1/25,000 縮尺)」(環境省、平成21年)によると、準対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は図3.1.6-4に示すとおりである。

準対象事業実施区域の北側は果樹園が大半を占めている。また、準対象事業実施区域の南側には水田雑草群落や路傍・空地雑草群落が分布し、西側の一部にはスギ・ヒノキ・サワラ植林や竹林が分布している。

準対象事業実施区域外の周囲には、北側を流れる力尾谷川と東側を流れる沢地川及び落合川に沿って水田が広がっている。その他は竹林や果樹園が多く分布し、部分的にスギ・ヒノキ・サワラ植林が点在しているなど、人為植生が大半を占めている。

なお、南東側や西・南西側には、造成地を除くとケネザサーコナラ群集を中心とした二次植生が広がっている。

参考として、現存植生図に基づく植生自然度図は図3.1.6-5に示すとおりである。準対象事業実施区域に含まれるのは、「植生自然度2 農耕地(水田・畑)」、「植生自然度3 農耕地(果樹園)」、「植生自然度4 二次草原(背の低い草原)」及び「植生自然度6 植林地」であり、「植生自然度9又は10」の自然植生は存在しない。



### 凡 例

- 準対象事業実施区域
- 準対象事業実施区域から200mの範囲

植生凡例は図3.1.6-4(2)に示すとおり。

0            200            400 m



出典：第6-7回 自然環境保全基礎調査 植生調査(1/25,000縮尺)(環境省、平成21年)、1/25,000植生図「阿下喜」、「弥富」のGISデータ(環境省生物多様性センターホームページ)

図 3.1.6-4(1) 現存植生図

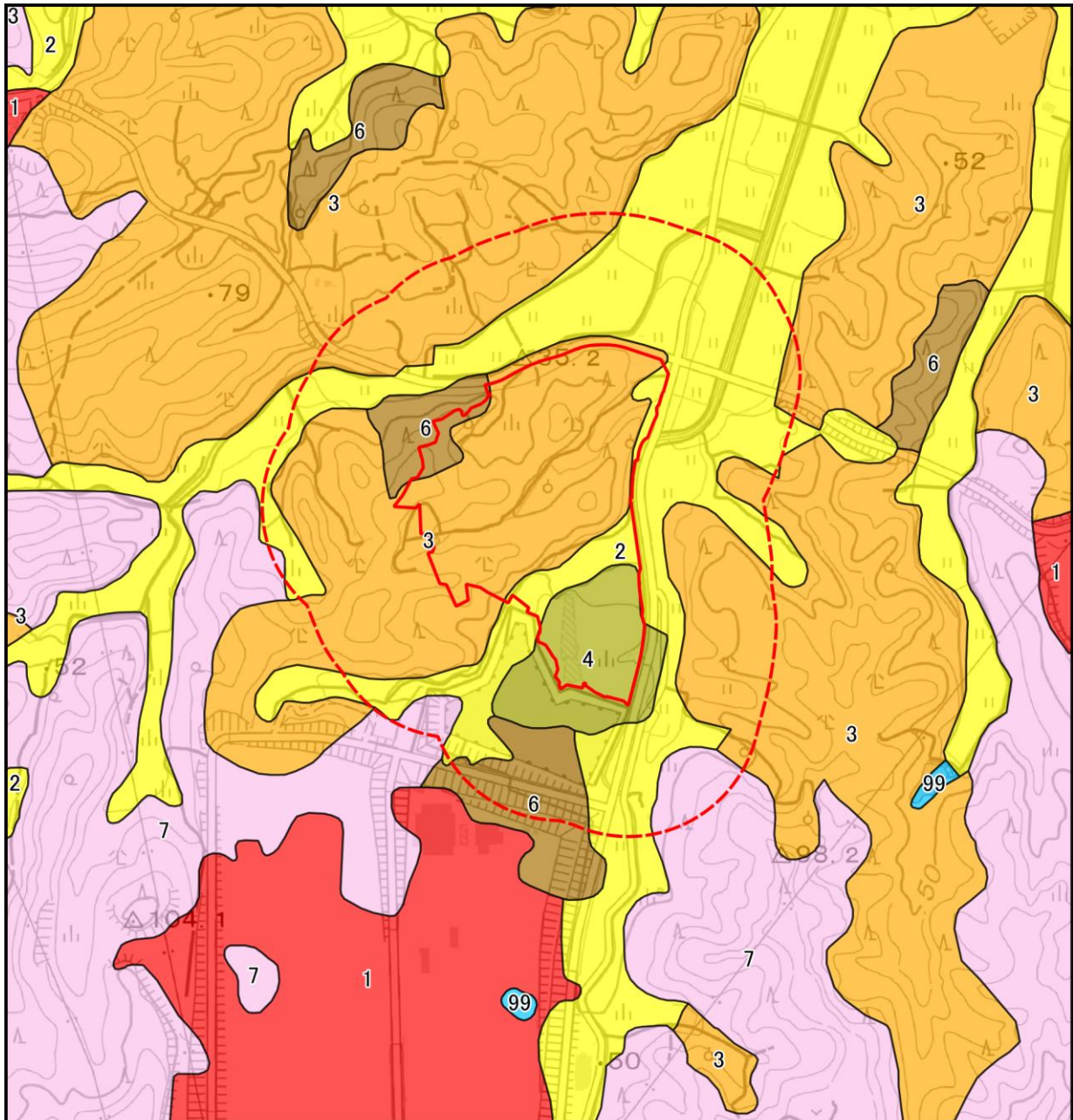
植生区分	図中 No.	凡例名	統一凡例 No.
ヤブツバキクラス域代償植生	 691	ケネザサーコナラ群集	410106
	 35	アカマツ群落 (VII)	420100
	 27	モチツツジ-アカマツ群集	420102
植林地、耕作地植生	 36	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100
	 40	竹林	550000
	 b	水田雑草群落	570400
	 e	果樹園	570200
	 f	路傍・空地雑草群落	570100
	 g	牧草地	560200
市街地等	 i	緑の多い住宅地	580101
	 m	造成地	580400
	 w	開放水域	580600

注1：図中 No. は現存植生図内の番号に対応する。

注2：統一凡例番号とは、「生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査 植生調査（植生自然度調査）」（環境省生物多様性センターホームページ）の1/25,000 に示される6桁統一凡例番号（凡例コード）である。

図 3.1.6-4(2) 現存植生図（凡例）





凡 例

- 準対象事業実施区域
- 準対象事業実施区域から200mの範囲

植生自然度

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: red; margin-right: 5px;"></span> 1 市街地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: yellow; margin-right: 5px;"></span> 2 農耕地(水田・畑)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: orange; margin-right: 5px;"></span> 3 農耕地(果樹園)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: lightgreen; margin-right: 5px;"></span> 4 二次草原(背の低い草原)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: green; margin-right: 5px;"></span> 5 二次草原(背の高い草原)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: brown; margin-right: 5px;"></span> 6 植林地</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: pink; margin-right: 5px;"></span> 7 二次林</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: purple; margin-right: 5px;"></span> 8 二次林(自然林に近いもの)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: darkgreen; margin-right: 5px;"></span> 9 自然林</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: blue; margin-right: 5px;"></span> 10 自然草原</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: lightyellow; margin-right: 5px;"></span> 98 自然裸地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: cyan; margin-right: 5px;"></span> 99 開放水域</li> </ul> |
|--|--|

0                      200                      400 m



出典：第6-7回 自然環境保全基礎調査 植生調査(1/25,000縮尺)(環境省、平成21年)、1/25,000植生図「阿下喜」、「弥富」のGISデータ及び統一凡例(1/2.5万植生図)(環境省生物多様性センターホームページ)を基に作成

図 3.1.6-5 植生自然度図

(3) 水生生物の生息の状況

水生生物の生息の状況は、当該地域の自然特性を勘案し準対象事業実施区域及びその周辺を対象に文献その他の資料により整理した。

調査の範囲は原則として準対象事業実施区域及びその周囲 200mが含まれる 2 次メッシュである「阿下喜 (523654)」及び「弥富 (523655)」を対象とした。

参照した文献その他の資料は表 3. 1. 6-14 に、調査範囲は前掲の図 3. 1. 6-1 に示すとおりである。

また、重要な種及び重要な生息地については表 3. 1. 6-15 に示す選定基準に基づいて抽出を行った。

表 3. 1. 6-14 文献その他の資料の一覧 (水生生物)

文献番号	文献名	分類群			抽出対象
		淡水魚類	淡水産貝類	付着藻類	
①	「生物多様性情報システム(第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査)」(環境省生物多様性センターホームページ)	○			2次メッシュ「阿下喜(523654)」及び「弥富(523655)」で確認された種を対象とした(図3.1.6-1参照)。
②	「生物多様性情報システム(第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査)」(環境省生物多様性センターホームページ)	○			
③	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(三重県、平成27年)	○	○		2次メッシュ「阿下喜(523654)」及び「弥富(523655)」で確認された種を対象とした(図3.1.6-1参照)。
④	「多度町史 自然」(多度町、平成7年)	○	○		文献中に記載されているすべての種を対象とした。
⑤	「(仮称)多度カントリークラブ造成計画に係る環境影響評価書」(株式会社多度カントリー、平成4年)	○	○	○	文献中に記載されているすべての種を対象とした。
⑥	「三重県 RDF 発電事業に係る環境影響評価書」(三重県企業庁、平成11年)	○	○	○	文献中に記載されているすべての種を対象とした。
⑦	「桑名市多度力尾土地区画整理事業(工業地の造成)に係る環境影響評価書」(桑名市多度力尾土地区画整理組合設立準備委員会、平成21年)	○	○	○	文献中に記載されているすべての種を対象とした。
⑧	「桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」(桑名広域清掃事業組合、平成29年)	○	○		文献中に記載されているすべての種を対象とした。

表 3.1.6-15 水生生物の重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

選定基準		対象	
I	文化財保護法等	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：三重県指定天然記念物 市天：桑名市指定天然記念物	◎
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動物等	国内：国内希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 保護区：生息地等保護区	◎
III	「環境省レッドリスト2020」（環境省、令和2年）の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域 個体群	○
IV	「三重県自然環境保全条例」（昭和48年条例第41号）に基づく三重県指定希少野生動植物種	指定：三重県指定希少野生動植物種	○
V	「三重県レッドデータブック2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（三重県、平成27年）の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 HS：希少野生動植物主要生息生育地	◎
VI	「三重県自然環境保全条例」（昭和48年条例第41号）に基づく三重県自然環境保全地域	1：自然環境保全地域 2：特別地区 3：野生動植物保護地区	△

注1：表中対象欄の「◎」は重要な種及び重要な生息地を、「○」は重要な種を、「△」は重要な生息地を示す。

注2：文化財保護法等とは、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号、最終改正：平成26年法律第69号）に基づく天然記念物、三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）に基づく指定天然記念物、桑名市文化財保護条例（平成18年桑名市条例第187号）に基づく指定天然記念物を示す。

① 淡水魚類

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、平成 27 年）によると、三重県内で記録されている淡水魚類は 145 種とされている。

既存文献で確認記録のある種のうち重要な淡水魚類は表 3.1.6-16 に示すとおりであり、スナヤツメ、ニホンウナギなど計 29 種が挙げられる。

表 3.1.6-16 文献その他の資料による水生生物の重要な種（淡水魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献	
				I	II	III	IV	V		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ			VU		VU	③	
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN		EN	③④⑤⑥⑦	
3			オオウナギ					DD	③*	
4	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ <sup>(注3)</sup>			EN			④⑥	
5			ヤリタナゴ			NT		VU	③④	
6			アブラボテ			NT		EN	③	
7			イチモンジタナゴ			CR		CR	③*	
8			シロヒレタビラ			EN		CR	④	
9			ワタカ <sup>(注3)</sup>			CR			④	
10			カワバタモロコ		特二	EN	指定	CR	③*	
11			ウシモツゴ			CR	指定	CR	③*④	
12			カワヒガイ			NT		VU	④	
13			ツチフキ			EN			⑦	
14			イトモロコ					VU	③④	
15			ドジョウ	ドジョウ			NT			④⑥⑧
16				トウカイコガタスジ シマドジョウ			EN		EN	④⑥⑦
17				ホトケドジョウ			EN		VU	⑥⑧
18	ナマズ	ギギ		ネコギギ	国天	EN	指定	CR	③	
19		アカザ	アカザ			VU		VU	③④	
20	サケ	シラウオ	シラウオ					EN	③	
21		サケ	アマゴ			NT			④	
22			イワメ					CR	③*	
23	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU		NT	③④⑤⑦	
24	トゲウオ	トゲウオ	ハリヨ			CR		EX	④	
25	カサゴ	カジカ	カマキリ			VU		VU	④	
26			カジカ小卵型			EN		VU	④	
27	スズキ	ドンコ	ドンコ					NT	④⑧	
28		ハゼ	タビラクチ			VU		DD	③*	
29			アシシロハゼ					VU	③	
計	12 目	13 科	29 種	1 種	1 種	23 種	3 種	24 種		

注 1：種名および配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）に準拠した。

注 2：文献③のうち、※が付いているものについてはカテゴリーが DD（情報不足）、または保護上の配慮から、分布情報が公開されていないことを示す。

注 3：ゲンゴロウブナ及びワタカは、当該地域においては国内移入種に該当する。

注 4：選定基準は表 3.1.6-15 に対応する。

注 5：文献番号は表 3.1.6-14 に対応する。

② 底生動物

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、平成 27 年）によると、三重県内に生息する底生動物のうち、甲殻類については 600 種以上が生息すると推測されている。

既存文献で確認記録のある種のうち重要な底生動物は表 3.1.6-17 に示すとおりであり、セムシマドアキガイ、ヒロクチカノコ等の 56 種が挙げられる。

表 3.1.6-17(1) 文献その他の資料による水生生物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献
				I	II	III	IV	V	
1	古腹足	スカシガイ	セムシマドアキガイ			VU		DD	③*
2	アマオブネガイ	アマオブネガイ	ヒロクチカノコ			NT		NT	③
3			キンランカノコ			NT		DD	③*
4	原始紐舌	タニシ	マルタニシ			VU		VU	③⑥⑦
5	盤足	トウガタカワニナ	タケノコカワニナ			VU		EN	④
6		カワニナ	クロダカワニナ			NT		NT	③
7		リソツボ	ヌノメチョウジガイ			NT		DD	③*
8			タニシツボ			NT		DD	③*
9		シロネズミ	ハツカネズミ			CR+EN		DD	③*
10		ハナゴウナ	カシパンヤドリニナ			NT		DD	③*
11		ワカウラツボ	ゴマツボモドキ			VU		DD	③*
12			イリエツボ			CR+EN		DD	③*
13		カワザンショウ	ヘソカドガイ					DD	③*
14			オオウスイロヘソカドガイ					DD	③*
15		イソコハクガイ	ウミコハクガイ			VU		DD	③*
16			ナギツボ			NT		DD	③*
17		スイショウガイ	フドロ			NT		DD	③*
18		エゾマメタニシ	マメタニシ			VU		DD	③*
19	ハナヅトガイ	ハナヅトガイ			NT		DD	③*	
20	翼舌	クチキレエビスガイ	スカシエビス			VU		DD	③*
21	新腹足	オリイレヨフバイ	オマセムシロ					DD	③*
22		タケノコガイ	イトカワトクサ			VU		DD	③*
23			シチクガイ			NT		DD	③*
24	異旋	トウガタガイ	ヒガタヨコイトカケギリ			DD		DD	③*
25			エバラクチキレ			NT		DD	③*
26			エドイトカケギリ			NT		DD	③*
27			クラエノハマイトカケギリ			NT		DD	③*
28			シゲヤスイトカケギリ			NT		DD	③*
29	頭楯	カノコキセワタ	ヤミヨキセワタ			DD		DD	③*
30		スイフガイ	コヤスツララ			NT		DD	③*
31	基眼	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD			⑧
32			モノアラガイ			NT		NT	③④⑥
33		ヒラマキガイ	ミズコハクガイ			VU		VU	③
34	フネガイ	フネガイ	ハイガイ			VU		DD	③*
35	イガイ	イガイ	サザナミマクラ			NT		DD	③*
36	イシガイ	イシガイ	ドブガイ					NT	③*④
37			オバエボシガイ			VU		CR	③*



表 3.1.6-17(2) 文献その他の資料による水生生物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献
				I	II	III	IV	V	
38	(イシガイ)	(イシガイ)	マツカサガイ			NT		NT	③*
39			ヨコハマシジミガイ			NT		CR	③*
40			トンガリササノハガイ			NT		VU	③*
41			カタハガイ			VU		EN	③*
42			イシガイ					NT	③*④
43	マルスダレガイ	ウロコガイ	オキナノエガオ			CR+EN		DD	③*
45			オサガニヤドリガイ			NT		DD	③*
46		バカガイ	ヒナミルクイ			VU		DD	③*
47			ワカミルガイ			NT		DD	③*
48		フジノハナガイ	キュウシュウナミノコガイ					DD	③*
49		ニッコウガイ	ミクニシボリザクラ			NT		DD	③*
50			モモノハナ			NT		DD	③*
51			ヒラザクラ			NT		DD	③*
52		シオサザナミ	アシガイ			NT		DD	③*
53		シジミ	ヤマトシジミ			NT			④
54			マシジミ			VU			⑥
55		マルスダレガイ	ヤタノカガミ			VU		DD	③*
56		スエモノガイ	シナヤカスエモノガイ			VU		DD	③*
計		13 目	33 科	56 種	0 種	0 種	49 種	0 種	53 種

注1：種名および配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。

注2：文献③のうち、※が付いているものについてはカテゴリーがDD（情報不足）、または保護上の配慮から、分布情報が公開されていないことを示す。

注3：選定基準は表 3.1.6-15 に対応する。

注4：文献番号は表 3.1.6-14 に対応する。

③ 藻類

既存文献で確認記録のある種のうち重要な藻類は表 3.1.6-18 に示すとおりであり、アオカワモズクの1種が挙げられる。

表 3.1.6-18 文献その他の資料による水生生物の重要な種（藻類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献
				I	II	III	IV	V	
1	カワモズク	カワモズク	アオカワモズク			NT			⑦
計	1目	1科	1種	0種	0種	1種	0種	0種	

注1：種名および配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。

注2：選定基準は表 3.1.6-15 に対応する。

注3：文献番号は表 3.1.6-14 に対応する。

④ 水生生物の重要な生息地

準対象事業実施区域及びその周辺において表 3.1.6-15 の選定基準に該当する重要な生息地は分布していない。

#### (4) 生態系

準対象事業実施区域及びその周辺における生態系の概要を把握するため、既存資料情報に基づき、生態系の基盤となる環境類型を区分・整理し、そこに生息・生育する可能性のある代表的な生物群集を抽出した。

図 3.1.6-6 に示す生態系モデル図は、環境類型区分と、そこに生息・生育する生物群集との関係、群集間の食物連鎖、生態系を構成する種の生態的地位等について整理し、類型区分内の生物間関係や類型間関係を図化したものである。

準対象事業実施区域は桑名市の北部にある桑名丘陵に位置し、主に樹林で構成されており、西側に連続している。南側は工業団地と隣接しており、東側にも複数の工業地や工業団地が存在している。準対象事業実施区域の北側と東側には河川が分布しており、河川に沿って僅かに耕作地が存在している。また、これらの河川は合流して一つの河川になり、この合流した河川沿いには耕作地が広がっている。

準対象事業実施区域及びその周辺を環境類型に区分すると、「樹林地」、「草地」、「耕作地」、「開放水域」に大別できる。

これらのうち、陸域の生態系を構成する動植物群集の中で、食物連鎖上の最上位に位置する種としては、鳥類のオオタカなど猛禽類、哺乳類のキツネ等が挙げられる。また、これらの餌動物となるネズミ等の小型哺乳類、ヒヨドリ等の鳥類、アオダイショウ等の爬虫類などが食物連鎖の中位に位置する種として挙げられる。こうした消費者の基盤環境となっているのは、コナラ林や草地、耕作地と考えられる。

水域は小規模な池や水路に限定され、利用する種も限られると考えられるが、ミナミメダカやフナ類などの魚類、それらを捕食するカワセミ、アオサギ等の鳥類が挙げられる。

以上のように、準対象事業実施区域及びその周辺で見られる生態系としては、樹林地や耕作地に生息する動植物を主に構成され、上位の種として猛禽類やキツネなどの哺乳類、下位にはネズミ類や昆虫類等の生物群集が位置していると考えられる。

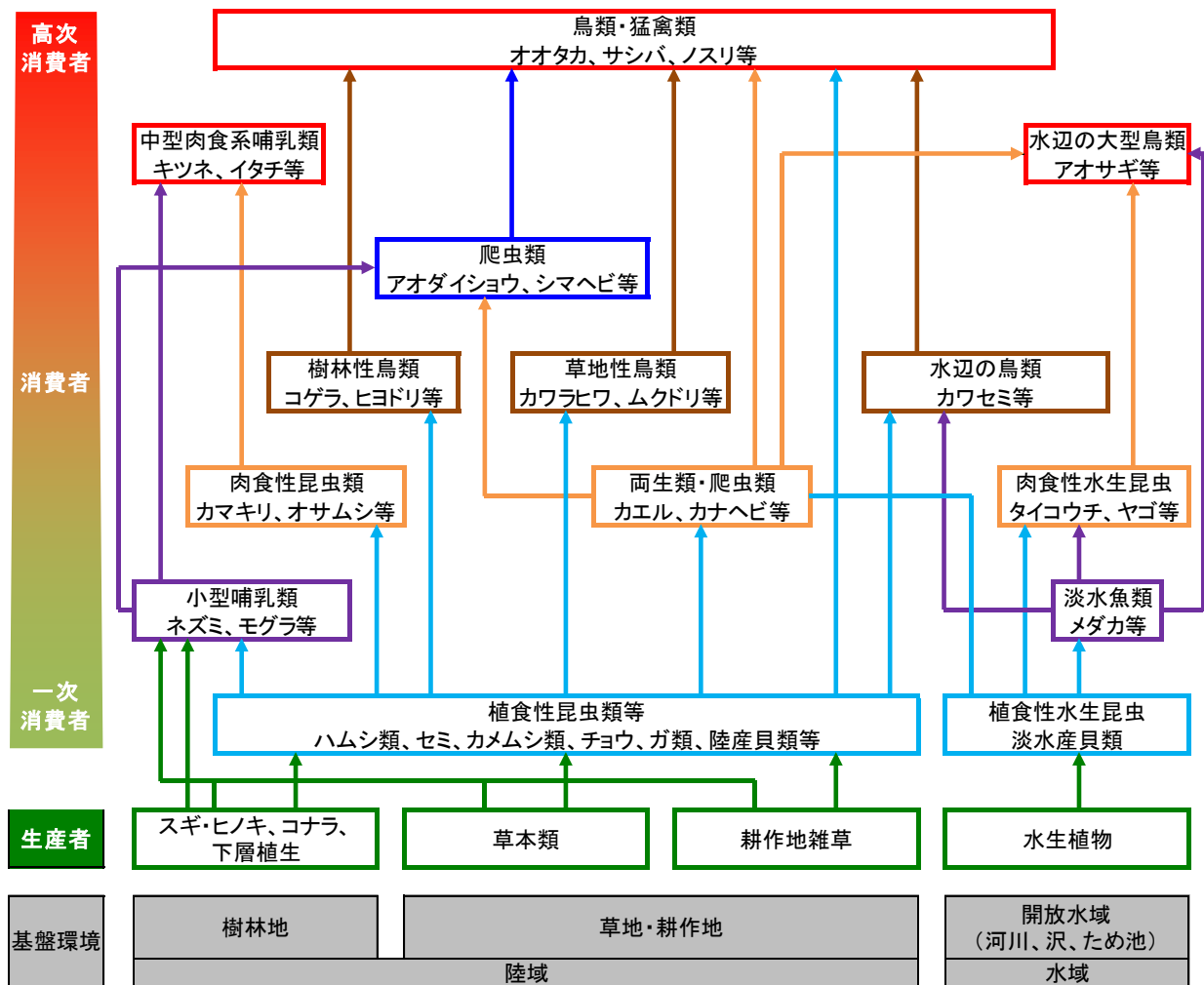


図 3.1.6-6 当該地域において想定される生態系モデル図

### 3.1.7 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### (1) 景観

##### ① 景観の状況

準対象事業実施区域は桑名市中部に位置している。

景観法が平成 17 年 6 月に全面施行となったことから、景観行政を担う主体である景観行政団体として各地方公共団体が景観計画を策定している。

また、桑名市は平成 22 年 7 月 1 日に景観行政団体となり、平成 23 年 4 月に「桑名市景観計画」を策定している。

「桑名市景観計画」では、水辺や輪中の景観が特徴的な「水辺ゾーン」、山地・丘陵地や里山の景観が特徴的な「緑のゾーン」、中心市街地の景観である「歴史ゾーン」の 3 ゾーンに区分し、さらに、景観特性をふまえて、9 つの地区に区分している。桑名市景観計画におけるゾーニングは図 3.1.7-1 に示すとおりである。

同図によると、準対象事業実施区域は「丘陵地地区」に属しており、「丘陵地の緑と調和のとれた、うるおいと活力のある景観の形成を図る」ことを景観形成方針としている。



出典：桑名市景観計画 平成 23 年 10 月

図 3.1.7-1 景観形成方針図

② 景観資源の状況

準対象事業実施区域周辺の景観資源は表 3. 1. 7-1 及び図 3. 1. 7-2 に示すとおりである。

「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)によると、準対象事業実施区域の周辺には、「八壺溪谷(多度溪)」、「みそぎ滝」が存在している。

表 3. 1. 7-1 準対象事業実施区域周辺の景観資源

No.	自然景観資源名	名称
1	峡谷・溪谷	八壺溪谷(多度溪)
2	滝	みそぎ滝

出典：「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)

③ 眺望点の状況

準対象事業実施区域周辺の眺望点は表 3. 1. 7-2 及び図 3. 1. 7-3 に示すとおりである。

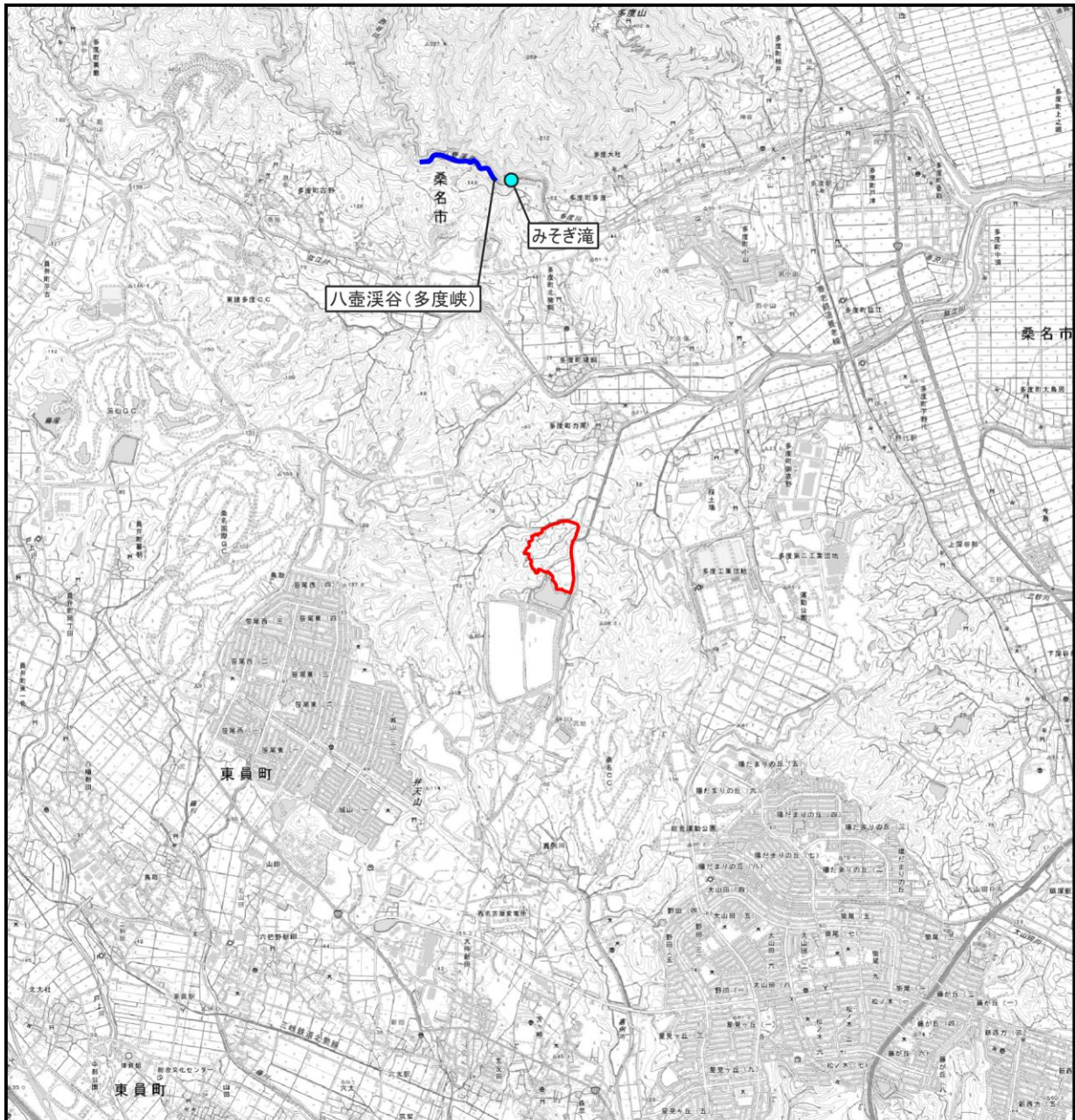
準対象事業実施区域の周辺には、「高区第二配水池展望台」が存在している。

表 3. 1. 7-2 準対象事業実施区域周辺の眺望点

名称	概要	出典
高区第二配水池展望台	東員町のまち並み、周辺の山並みなどが一望できます。	②

出典：主要な視点場(三重県ホームページ)





凡 例

準対象事業実施区域

自然景観資源

— 峡谷・渓谷

● 滝

0 1 2 km



出典：「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）

図 3.1.7-2 準対象事業実施区域周辺の景観資源



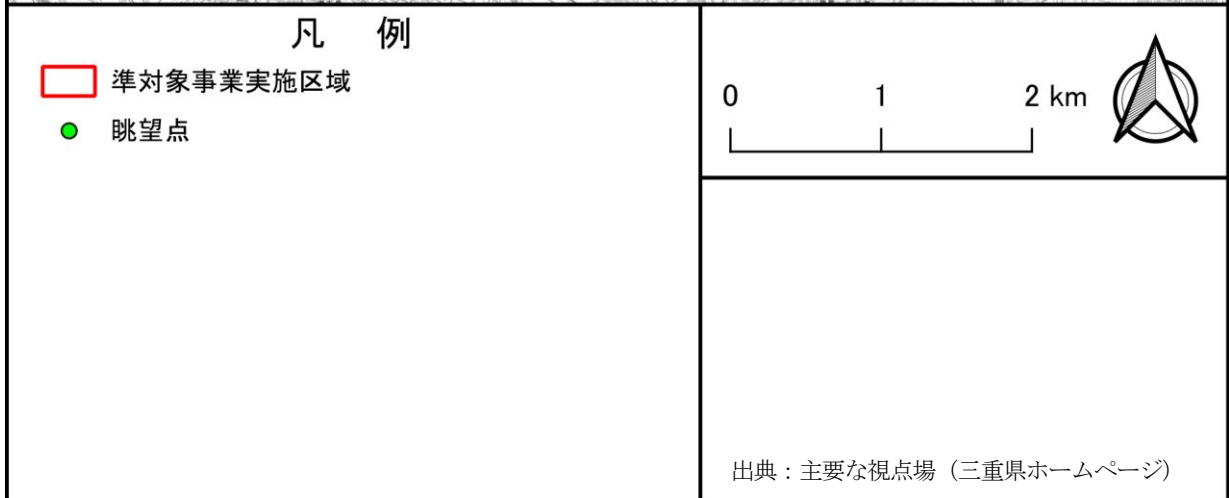
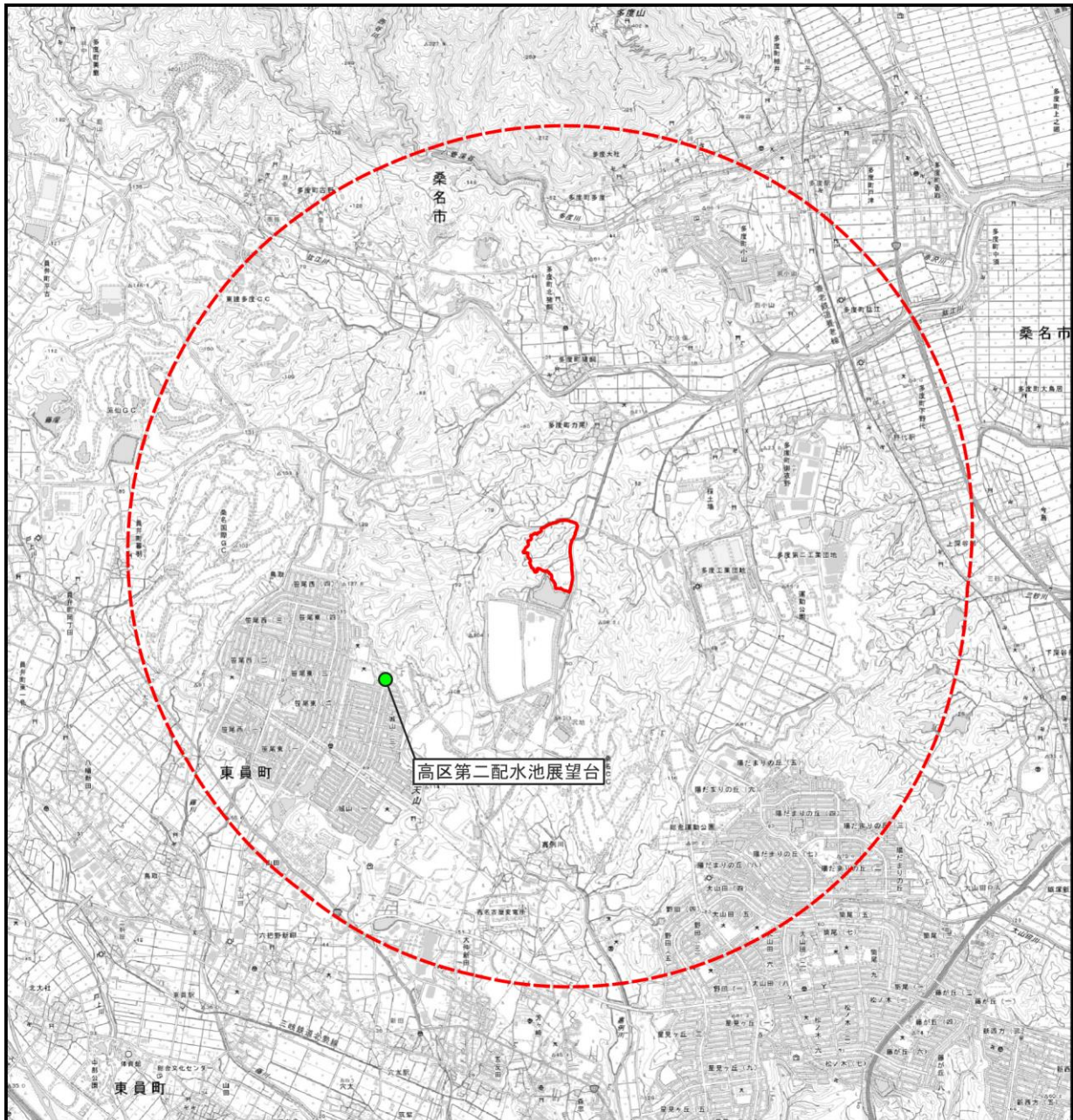


図 3.1.7-3 準対象事業実施区域周辺の眺望点

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

準対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 3.1.7-3 及び図 3.1.7-4 に示すとおりである。

表 3.1.7-3 準対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場

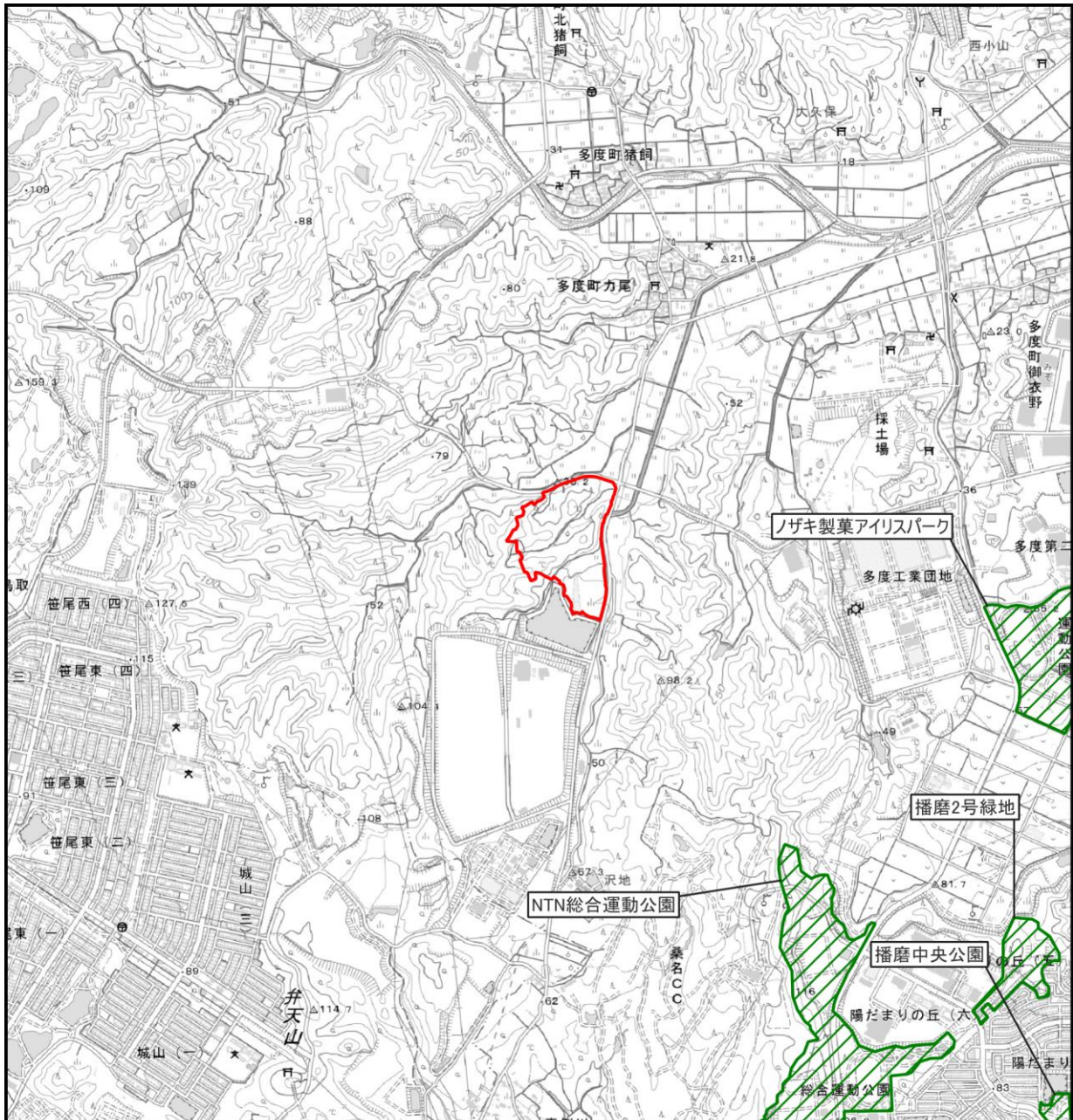
名 称	概 要	出典
播磨中央公園	播磨中央公園は、大きな池にあひると飛行機の形をしたボートが浮かんでいます。 4月～11月はボートに乗ることができます。とても大きなすべり台もあります。	①
播磨2号緑地 (ほたるの里)	ホテルとなかまの会は 播磨2号緑地（ホテルの里周辺）で里山再生事業を行っています。現在、ホテルの里では、約1万5千頭のゲンジボタル幼虫の飼育に取り組んでいます。	②
NTN 総合運動公園	桑名市総合運動公園は、テニスコートや、いろいろなスポーツが楽しめる運動広場があります。家族でバーベキューが楽しめるデイキャンプ場もあり、夏にはせせらぎで水遊びもできます。 また、公園内にはいろいろな樹木や花がたくさんあり、緑にあふれています。	③
ノザキ製菓 アイリスパーク	「都市近郊農村地帯」という町ならではの「ライフスタイルの共存」をテーマにしています。「市民と都市住民とのふれあいの場づくり」の推進として、「ふれあい公園」「ふれあい広場」「ふれあい農園」を整備し、地域の活性化を図っています。	③

出典：①桑名きつずチャンネル（桑名市ホームページ）

②くわなのホテル（ホテルとなかまの会ホームページ）

③桑名市観光ガイド（桑名市観光課ホームページ）





### 凡 例

- 準対象事業実施区域
- 人と自然との触れ合いの活動の場

0                      0.5                      1 km



出典：桑名きつずチャンネル（桑名市ホームページ）  
くわなのホテル（ホテルとなかまの会ホームページ）  
桑名市観光ガイド（桑名市観光課ホームページ）

図 3. 1. 7-4 準対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場

### 3.1.8 一般環境中の放射性物質の状況

三重県では4か所にモニタリングポストを設置し、24時間連続で空間放射線量率を測定している。準対象事業実施区域の最寄りの測定地点は南西約17kmに位置する県保健環境研究所であり、その位置は図3.1.8-1に示すとおりである。

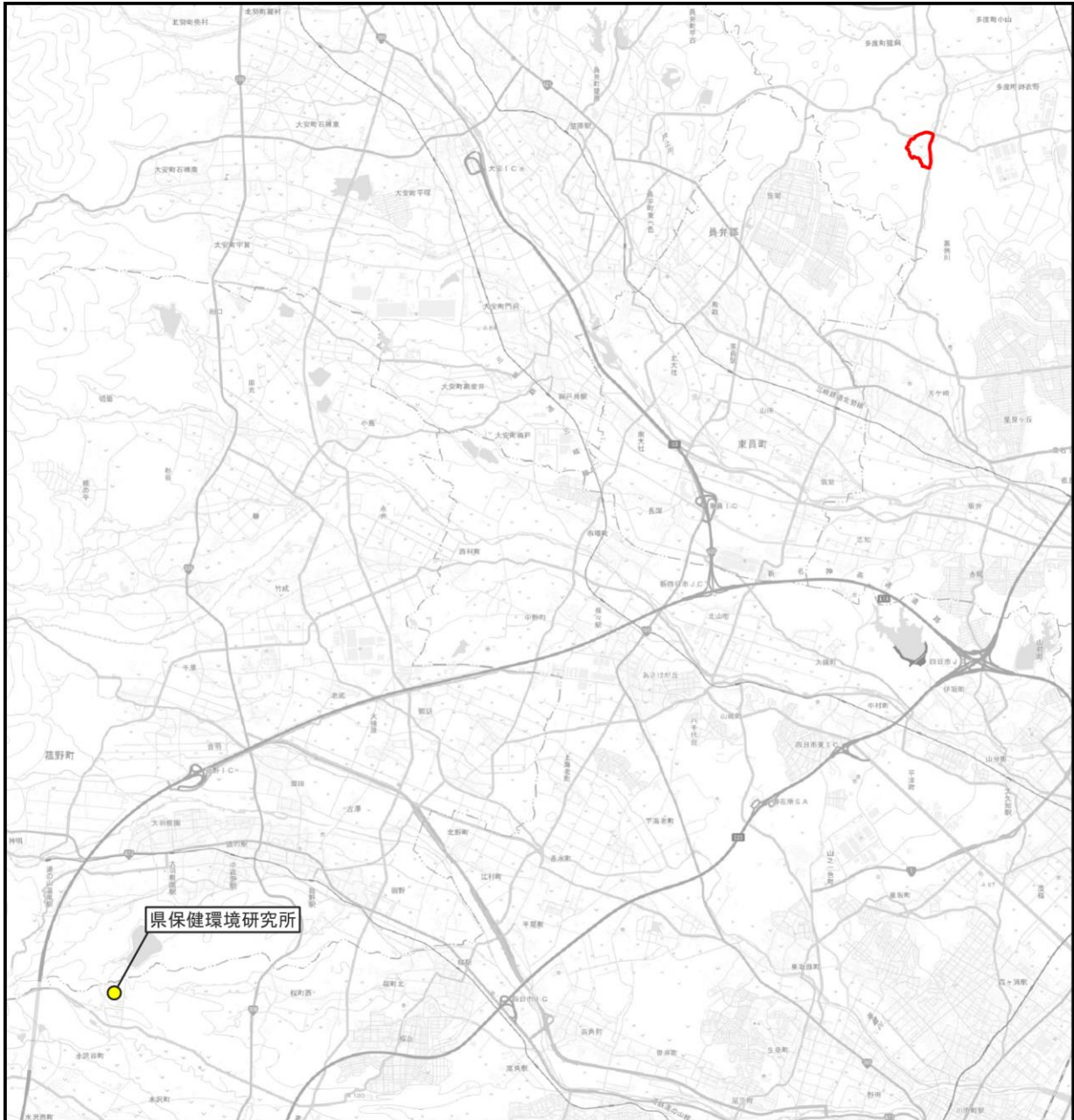
令和3年度の県保健環境研究所における空間放射線量率は表3.1.8-1のとおりであり、年平均は46nGy/hrである。

表3.1.8-1 モニタリングポストによる空間放射線量率測定結果

単位：nGy/hr

測定期間		県保健環境研究所
令和3年	4月	46
	5月	47
	6月	46
	7月	46
	8月	46
	9月	47
	10月	46
	11月	46
	12月	47
令和4年	1月	46
	2月	46
	3月	46
年平均		46

注：モニタリングポスト設置高さは、地上1mである。  
出典：佐藤ら(2022) 三重県における2021年度環境放射線調査結果 三重保環研年報, 24, 58-64.



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 放射線量測定地点

0                      2                      4 km



出典：佐藤ら(2022) 三重県における 2021 年度環境放射能調査結果 三重保環研年報, 24, 58-64.

図 3.1.8-1 空間放射線量率測定地点